

CHINA REPORT

JBIC 中国レポート

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

INDEX

新公布法令・改正法令情報 2

投資関連制度情報 14
「民法典」の関連附帯司法解釈

コラムー名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一 24
米新政権に対する中国の見方と対米戦略の変化

コラムーキャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄 35
— 「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することにかかる弁法」
(商務部令 2021 年第 1 号) の衝撃—米中貿易戦争の狭間で翻弄される日本企業—

表紙写真：山西省晋城市炭鉱メタンガス回収事業（2005 年事業開発等融資案件、承諾額 12 百万ドル）

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>

株式会社国際協力銀行 北京代表処
越智 幹文

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【¹】

（2020 年 9 月から 2020 年 12 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

・ 会社設立・M&A

法令名：	信頼できない実体リスト規定		
公布部門：	商務部	文書番号：	2020 年第 4 号
公布日：	2020 年 9 月 19 日	施行日：	2020 年 9 月 19 日
概要等：	信頼できない実体リストに組み入れる外国の実体について、業務メカニズムは、実際の状況に基づき、次に掲げる 1 つ又は複数の措置（以下「処理措置」という。）を講じることを決定し、かつ、公告をすることができる。（一）当該外国の実体が従事する中国に關係する輸出入活動を制限し、又は禁止する。（二）当該外国の実体の中国の境内における投資を制限し、又は禁止する。（三）当該外国の実体の關連人員、交通運送手段等が入境することを制		

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員會の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「－」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達
公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日（遡及適用）。
また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

	限し、又は禁止する。（四）当該外国の実体の關連人員の中国の境内における就労許可又は停留若しくは居留資格を制限し、又は取り消す。（五）情状の輕重に応じて相応する金額の罰金を科する。（六）その他の必要な措置。		
法令名：	經營者の反独占コンプライアンス指針		
公布部門：	国务院反独占委員會	文書番号：	国反壟発[2020]1 号
公布日：	2020 年 9 月 11 日	施行日：	2020 年 9 月 11 日
概要等：	經營者は、自身の規模、自らの業種の特性、市場状況、反独占法の關連規定及び法律執行環境に基づき、直面する主な反独占リスクを識別することができる。關係するコンプライアンスリスク重点については、本指針第 3 章を参照。		
法令名：	中共中央弁公庁及び国务院弁公庁の印刷發布による「深圳において中国の特色のある社会主義先行モデル区を建設することにかかる総合改革試行実施方案（2020-2025 年）」		
公布部門：	中共中央弁公庁・国务院弁公庁	文書番号：	－
公布日：	2020 年 10 月 11 日	施行日：	－
概要等：	永久基本農田以外の国务院が授權可能な農業用地の建設用地への転換にかかる審査認可事項を深圳市政府に委託して認可させる。国土空間規画の要求に適合することを前提として、第二次・第三次産業の混合用地を推進することを支持する。法及び規則によりインフラ分野の不動産投資信託基金の試行を展開する。		
法令名：	金融持株会社参入許可管理の実施に関する国务院の決定		
公布部門：	国务院	文書番号：	国発[2020]12 号
公布日：	2020 年 9 月 11 日	施行日：	2020 年 11 月 1 日
概要等：	中華人民共和国の境内の非金融企業、自然人及び認可を経た法人が 2 つ以上の異なる類型の金融機構の持分を支配し、又は実際に支配し、この決定に定める事由のある場合には、中国人民銀行に申請を提出し、認可を経て金融持株会社を設立しなければならない。		
法令名：	「市場参入許可ネガティブリスト（2020 年版）」の印刷發布に関する国家發展改革委員會及び商務部の通知		
公布部門：	国家發展改革委員會・商務部	文書番号：	發改体改規[2020]1880 号
公布日：	2020 年 12 月 10 日	施行日：	－
概要等：	「市場参入許可ネガティブリスト（2020 年版）」には、禁止及び許可の 2 種類の事項を含む。参入禁止事項については、市場主体が参入してはならないものであり、また行政機關も審査承認・關係手続を行ってはならないもの。参入許可事項については、資格に關係する要求及び手続、並びに技術標準及び許可要求等を含め、市場主体が申請を提出し、行政機關が法律規則により		

参入許可するか否かを決定し、市場主体が政府の定めた参入許可条件及び参入許可方式により規則に適合して参入するもの。市場参入許可ネガティブリスト以外の業種、分野、業務等については、各市場主体は、法により平等に進入することができる。		
法令名：	「外商投資安全審査弁法」	
公布部門：	国家發展改革委員会・商務部	文書番号：第 37 号令
公布日：	2020 年 12 月 19 日	施行日： 2021 年 1 月 18 日
概要等：	全面的開放の新局面の形成を推進し、かつ、外商投資を積極的に促進すると同時に国の安全リスクを有効に予防し、またこれを解消するため、「外商投資法」、「国家安全法」及び関連法律に基づき、この弁法を制定する。	
法令名：	外商投資を奨励する産業目録（2020 年版）	
公布部門：	国家發展改革委員会・商務部	文書番号：第 38 号令
公布日：	2020 年 12 月 27 日	施行日： 2021 年 1 月 27 日
概要等：	2019 年版と比較すると、127 条が追加、88 条が修正され、外商投資を奨励する範囲がより一層拡大された。「外商投資を奨励する産業目録（2019 年版）」は、同時にこれを廃止する。	
法令名：	海南自由貿易港外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）	
公布部門：	国家發展改革委員会・商務部	文書番号：第 39 号令
公布日：	2020 年 12 月 31 日	施行日： 2021 年 2 月 1 日
概要等：	「海南自由貿易港外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下「自由貿易港ネガティブリスト」という。）には、持分にかかる要求、高級管理者にかかる要求等の外商投資参入許可の面における特別管理措置を统一的に列举しており、海南島全島に適用する。「自由貿易港ネガティブリスト」以外の分野においては、内外資一致の原則に従い管理を実施する。	
法令名：	外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することにかかる弁法	
公布部門：	商務部	文書番号：2021 年第 1 号
公布日：	2021 年 1 月 9 日	施行日： 2021 年 1 月 9 日
概要等：	業務メカニズムは、評価を経て、関係する外国の法律及び措置に不当な域外適用の事由が存在することを確認した場合には、国务院の商務主管部門により、関係する外国の法律及び措置を承認してはならず、執行してはならず、かつ、遵守してはならない旨の禁止令（以下「禁止令」という。）を發布することを決定することができる。業務メカニズムは、実際の状況に基づき、禁止令を中止又は取り消すことを決定することができる。	

・ 税関管理

法令名：	加工貿易禁止類商品目録の調整に関する公告	
公布部門：	商務部・税関総署	文書番号：2020 年第 54 号
公布日：	2020 年 11 月 5 日	施行日： 2020 年 12 月 1 日
概要等：	商務部/税関総署 2014 年第 90 号公告」の加工貿易禁止類商品目録における国の産業政策に適合し、高エネルギー消耗及び高汚染に該当しない製品並びに比較的高い技術を包含する製品を削除し、計 199 個の 10 桁商品コードを削除する。同時に、一部の商品禁止方式について調整する。	
法令名：	「輸出入税則商品及び品目注記」改正内容（第 6 期及び第 7 期）の発布に関する公告	
公布部門：	税関総署	文書番号：公告 2020 年第 118 号
公布日：	2020 年 11 月 16 日	施行日： 2020 年 12 月 1 日
概要等：	条件に適合して月ごとに国内販売申告納税手続をする税関特殊監督管理区域外の加工貿易企業については、手帳の有効期間又は帳簿消込の締切日を超えないことを前提として、遅くとも四半期終了後 15 日以内に申告納税手続を完了することができる。四半期ごとの申告納税は年を跨いで操作してはならず、企業は、毎年 4 月 15 日、7 月 15 日、10 月 15 日及び 12 月 31 日までに申告をしなければならない。	
法令名：	固体廃棄物輸入の全面禁止に係る事項に関する公告	
公布部門：	生態環境部・商務部・国家發展改革委員会・税関総署	
文書番号：	公告 2020 年第 53 号	
公布日：	2020 年 11 月 24 日	施行日： 2021 年 1 月 1 日
概要等：	方式の如何を問わず固体廃棄物の輸入を禁止する。我が国の境外の固形廃棄物を入境させて投棄、積み上げ、及び処置することを禁止する。生態環境部は、輸入制限類の原料として使用可能な固体廃棄物輸入許可証の申請の受理及び審査認可を停止する。	
法令名：	無錫航空通関ポート及び江陰港通関ポートを薬品輸入の通関ポートとして増設することに関する国家薬監局総公司及び税関総署弁公庁の通知	
公布部門：	国家薬監局総公司・税関総署弁公庁	文書番号：薬監綜薬注[2020]106 号
公布日：	2020 年 11 月 17 日	施行日： 2020 年 11 月 17 日
概要等：	国务院の承認を経て、無錫航空通関ポート及び江陰港通関ポートを薬品輸入の通関ポートとして増設することに同意する。	
法令名：	「税関行政許可管理弁法」の公布に関する令	
公布部門：	税関総署	文書番号：税関総署第 246 号令
公布日：	2020 年 12 月 22 日	施行日： 2021 年 2 月 1 日
概要等：	税関行政許可の項目管理、実施手続、標準化管理並びに評価及び監督には、	

この弁法を適用する。その他について、税関規則に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。2004 年 6 月 18 日税関総署令第 117 号により公布され、2014 年 3 月 13 日税関総署令第 218 号により改正された『「行政許可法」を税関が実施することにかかる弁法』は、同時にこれを廃止する。		
法令名：	「税関輸出入貨物税減免管理弁法」の公布に関する令	
公布部門：	税関総署	文書番号：税関総署第 245 号令
公布日：	2020 年 12 月 21 日	施行日： 2021 年 3 月 1 日
概要等：	輸出入貨物の関税の徴収減免及び輸入環節税事項については、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除き、税関は本弁法に従い管理を実施する。2008 年 12 月 29 日に税関総署が公布した「税関輸出入貨物税減免管理弁法」（税関総署令第 179 号）は、同時にこれを廃止する。	
法令名：	2021 年関税調整方案の執行に関する公告	
公布部門：	税関総署	文書番号：公告 2020 年第 135 号
公布日：	2020 年 12 月 30 日	施行日： 2021 年 1 月 1 日
概要等：	2021 年に追加される非全税目商品暫定税率を有効に実施するため、税関総署は、かかわる関連税関商品番号について調整をし、かつ、2021 年「輸出入商品暫定税率表」を編成して税関総署ポータルサイトに発表し、輸出入貨物の荷送人・荷受人が照合し、これにより正確に申告できるように便宜をはかる。	
法令名：	「輸出入税則（2021）」の発布に関する国务院関税税則委員会の公告	
公布部門：	税委会	文書番号：公告[2020]11 号
公布日：	2020 年 12 月 30 日	施行日： 2021 年 1 月 1 日
概要等：	ここに、「輸出入税則（2021）」を公布し、2021 年 1 月 1 日から実施する。法律、行政法規等に輸出入関税税目及び税率の調整について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。	

・ 外貨管理

法令名：	クロスボーダー人民元政策をより一層最適化し外国貿易及び外資の安定化を支持することに関する中国人民銀行国家、発展及び改革委員会、商務部、国务院国有資産監督管理委員会、中国銀行保険監督管理委員会及び国家外貨管理局の通知	
公布部門：	国人民銀行国家・発展及び改革委員会・商務部・国务院国有資産監督管理委員会・中国銀行保険監督管理委員会・国家外貨管理局	
文書番号：	銀発[2020]330 号	
公布日：	2020 年 12 月 31 日	施行日： 2021 年 2 月 4 日
概要等：	非投資性の外商投資企業は、現行の規定に適合し、かつ境内において投資す	

るプロジェクトが真実かつ規則に適合するという前提の下で、法により人民元資本金により境内で再投資をすることができる。外商投資企業が資本項目の人民元収入を使用して境内での再投資を展開するにあたっては、投資先企業は、人民元資本金専用預金口座を開設する必要がないものとし、資金の使用については、必ずこの通知の第（八）号の規定を遵守しなければならない。境外の投資家は、境内の人民元利益所得を境内での再投資に使用するにあたり、人民元資金を利益分配企業の口座から直接に投資先の企業又は持分譲受者の口座に振り込むことができ、人民元再投資専用預金口座を開設する必要がない。投資先の企業は、人民元資本金専用預金口座を開設する必要がなく、資金使用については、必ずこの通知の第（八）号の規定を遵守しなければならない。		
法令名：	「資本項目外貨業務指針（2020 年版）」の印刷発布に関する国家外貨管理局綜合司の通知	
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：匯綜発[2020]89 号
公布日：	2020 年 11 月 13 日	施行日： ー
概要等：	『「資本項目外貨業務指針（2017 年版）」の印刷発布に関する国家外貨管理局綜合司の通知」（匯綜発[2017]105 号）は、同時にこれを廃止し、以前の文書の資本項目外貨業務操作にかかわる規定がこの通知と一致しない場合には、この通知を基準とする。	

・ 税務・会計

法令名：	納税信用管理に係る事項に関する国家税務総局の公告	
公布部門：	税務総局	文書番号：公告 2020 年第 15 号
発布日：	2020 年 9 月 15 日	施行日： 2020 年 11 月 1 日
概要等：	2019 年度評価の展開時より、税務機関が D 級納税者に対して講じる信用管理措置を調整する。評価指標の得点により D 級と評価された納税者については、翌年に D 級評価を直接保留することから評価時に 11 点を加減することに調整する。税務機関は本条の上記規定に従い 2020 年 11 月 30 日までにその 2019 年度納税信用等級を調整しなければならず、2019 年度以前の納税信用等級については遡及調整を行わない。	
法令名：	株券の無償譲渡等にかかる増値税政策を明確にすることに関する財政部及び税務総局の公告	
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：公告 2020 年第 40 号
発布日：	2020 年 9 月 29 日	施行日： 2020 年 9 月 29 日
概要等：	2019 年 8 月 20 日から、金融機構が小型企業、零細企業及び個人工商業者に対し 1 年物以上（1 年を含まない。）5 年物以下（5 年を含まない。）の小	

	額貸付を実行して取得する利息収入については、中国人民銀行の授権により全国インターバンクコールローンセンターが公表する 1 年物のローンプライムレート又は 5 年物以上のローンプライムレートを選択し、「金融機構による小型・微小型企業への貸付の利息収入にかかる増値税徴収免除政策に関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2018]91 号）に定める増値税徴収免除政策を適用することができる。		
法令名：	海南自由貿易港原材料・補助材料「ゼロ関税」政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知		
公布部門：	財政部・税関総署・税務総局	文書番号：	財関税[2020]42 号
発布日：	2020 年 11 月 11 日	施行日：	2020 年 12 月 1 日
概要等：	「ゼロ関税」原材料・補助材料については、ポジティブリスト管理を実行し、具体的な範囲については、付属文書を参照する。リストの内容は、財政部が関連部門と共同して海南の実際の必要及び監督管理条件に基づき動的調整をする。		
法令名：	「会計士事務所品質管理準則第 5101 号－業務品質管理」等の 3 つの準則の印刷発布に関する通知		
公布部門：	財政部	文書番号：	财会[2020]17 号
公布日：	2020 年 11 月 19 日	施行日：	－
概要等：	資源税課税製品（以下「課税製品」という。）の売上額は、納税者が課税製品を販売して購入者から収受した代金全部に従い確定し、増値税税金を含まない。		
法令名：	新金融商品に関連する会計準則のより一層の徹底・具体化に関する通知		
公布部門：	財政部・銀保監会	文書番号：	财会[2020]22 号
公布日：	2020 年 12 月 30 日	施行日：	2021 年 1 月 1 日
概要等：	新金融商品に関連する会計準則が境内外の上場企業において続々と平穩に実施されている。企業の新金融商品に関連する会計準則の実施に対する指導をより一層強化するため、ここに、関係する問題について通知をする。		
・その他			
法令名：	新業態・新モデルにより新型消費の加速的発展を牽引することに関する国務院弁公庁の意見		
公布部門：	国務院弁公庁	文書番号：	国発[2020]32 号
公布日：	2020 年 9 月 16 日	施行日：	－
概要等：	実体企業がデジタル化製品及びサービスを更に多く開発するよう指導し、実体商業がライブ配信電子商取引及びソーシャルマーケティングを通じて「クラウドショッピング」等の新モデルを開拓することを奨励する。消費サ		

	ービス分野の人工知能の応用を積極的に展開し、5G 技術の応用シーンを豊富にし、ウェアラブル機器、モバイルスマート端末、スマートホーム、スーパーハイビジョンと及びハイテクビデオ端末、スマート教育アシスタント、スマート学友、医療電子、医療ロボット等のスマート化製品の研究開発を加速し、新型消費技術のサポートを強化する。		
法令名：	北京、湖南及び安徽自由貿易試験区総体方案並びに浙江自由貿易試験区区域拡張方案の印刷発布に関する国務院の通知		
公布部門：	国務院	文書番号：	国発[2020]10 号
公布日：	2020 年 8 月 30 日	施行日：	—
概要等：	開放の程度を強化し、自貿試験区を高標準高品質で建設するため、この方案を制定する。		
法令名：	北京、湖南及び安徽自由貿易試験区総体方案並びに浙江自由貿易試験区区域拡張方案の印刷発布に関する国務院の通知		
公布部門：	最高人民検察院・公安部	文書番号：	国発〔2020〕10 号
公布日：	2020 年 9 月 17 日	施行日：	—
概要等：	権利侵害によりもたらされた権利者の販売利益の損失は、権利侵害によりもたらされた権利者の販売量の減少の総数に権利者の製品 1 件当たりの合理的利益を乗じたものに基づき確定することができる。一方、販売量の減少の総数を確定するすべがない場合には、権利侵害製品の販売量に権利者の製品 1 件当たりの合理的利益を乗じたものに基づき確定することができる。なお、権利侵害によりもたらされた販売量の減少の総数及び製品 1 件当たりの合理的利益をいずれも確定するすべがない場合には、権利侵害製品の販売量に権利侵害製品の 1 件当たりの合理的利益を乗じたものに基づき確定することができる。		
法令名：	政務サービス「省を跨いだ一括取扱い」の推進を加速することに関する国務院弁公庁の指導意見		
公布部門：	国務院弁公庁	文書番号：	国発[2020]35 号
公布日：	2020 年 9 月 24 日	施行日：	—
概要等：	全国の高頻度政務サービス「省を跨いだ一括取扱い」事項リストを基礎として、北京・天津・河北省、広東・香港・マカオ大湾区、長江デルタ、成都・重慶等の地区において、「省を跨いだ一括取扱い」の範囲と深さをより一層拡大し、区域の協調的發展のためにサポートと保障を提供することを支持する。		
法令名：	『「特許法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』		
公布部門：	—	文書番号：	中華人民共和国主席令第 55 号
公布日：	2020 年 10 月 17 日	施行日：	2021 年 6 月 1 日

概要等：	「特許法」については、この決定に基づき相応して改正し、かつ、条文の順序については相応に調整し、改めて公布する。		
法令名：	中华人民共和国輸出管制法		
公布部門：	—	文書番号：	中華人民共和国主席令第 58 号
公布日：	2020 年 10 月 17 日	施行日：	2020 年 12 月 1 日
概要等：	国の安全と利益の維持保護及び拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、国務院の承認又は国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、国の輸出管制管理部門は、輸出管制リスト以外の貨物、技術及びサービスに対し臨時管制を実施・公告をする。臨時管制の実施期間は 2 年を超えない。臨時管制の実施期間が満了するまでに、遅滞なく評価を行い、評価結果に基づき臨時管制の取消、臨時管制の延長又は臨時管制項目を輸出管制リストに組み入れることを決定しなければならない。		
法令名：	経営者の集中にかかる審査暫定施行規定		
公布部門：	国家市場監督管理総局	文書番号：	総局令第 30 号
公布日：	2020 年 10 月 23 日	施行日：	2020 年 12 月 1 日
概要等：	経営者の集中にかかる反独占審査業務を規範化するため、「反独占法」及び「経営者の集中にかかる申告標準に関する国務院の規定」に基づき、この規定を制定する。		
法令名：	新エネルギー自動車産業発展計画（2021-2035 年）の印刷発布に関する国務院弁公庁の通知		
公布部門：	国家知的財産権局	文書番号：	国弁発[2020]39 号
公布日：	2020 年 10 月 20 日	施行日：	—
概要等：	国際的に通用する経済貿易規則との整合性を強化し、参入許可前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を全面的に実行し、新エネルギー市場の主体を平等に扱い、市場化・法治化・国際化されたビジネス環境を構築する。国内外の企業、科学研究院・所及び業種機構が研究開発設計、貿易投資、インフラストラクチャー、技術基準、人材育成等の分野における交流・提携を展開することを支持する。		
法令名：	インターネットライブ配信マーケティング活動の監督管理を強化することに関する市場監督管理総局の指導意見		
公布部門：	市場監督管理総局	文書番号：	国市監広[2020]175 号
発布日：	2020 年 11 月 5 日	施行日：	—
概要等：	商品経営者は、インターネットライブ配信を通じて商品を販売し、又はサービスを提供するにあたり、関連法律法規を遵守し、商品仕入検査検収制度を確立し、かつ、これを執行しなければならない。インターネットライブ配信マーケティング活動において法律又は行政法規に発表前審査を行うべき旨		

を定める広告を発表するにあたっては、広告審査の関連規定を厳格に遵守しなければならない。審査を経ない場合には、医療、薬品、医療機器、農薬、動物用医薬品、健康食品及び特殊医学用途用調製食品等の、法律又は行政法規に発表前審査を行うべき旨を定める広告を発表してはならない。			
法令名：	販売促進行為規範化暫定施行規定		
公布部門：	国家市場監督管理総局	文書番号：	総局令第 32 号
公布日：	2020 年 10 月 29 日	施行日：	2020 年 12 月 1 日
概要等：	経営者が中華人民共和国の境内において、商品を販売し、若しくはサービスを提供し、又は競争優位性を取得することを目的として、景品付販売、価格、無償試用等の方式を通じて販売促進を展開する場合には、この規定を遵守しなければならない。1993 年 12 月 24 日に原国家工商行政管理局令第 19 号により発布した「景品付販売活動中の不正競争行為の禁止に関する若干の規定」は、同時にこれを廃止する。		
法令名：	「著作権法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定		
公布部門：	—	文書番号：	中華人民共和国主席令第 62 号
公布日：	2020 年 11 月 11 日	施行日：	2021 年 6 月 1 日
概要等：	「著作権法」は、この決定に基づき相応する改正をし、かつ、条文の順序について相応する調整をし、新たに公布する。		
法令名：	著作権及び著作隣接権保護の強化に関する最高人民法院の意見		
公布部門：	最高人民法院	文書番号：	法発[2020]42 号
公布日：	2020 年 11 月 16 日	施行日：	—
概要等：	署名推定規則を適用して著作権又は著作隣接権の権利帰属を確定し、かつ、被告が反証を提出しない場合には、原告は、権利譲渡合意その他の書面による証拠を再度提出する必要がない。訴訟手続において、被告は、権利侵害責任を負わない旨を主張する場合には、既に権利者の許諾を得るか、著作権法の規定により権利者の許諾を得ずに使用可能である状況があることを証明する証拠を提供しなければならない。		
法令名：	知的財産権にかかる民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干の規定		
公布部門：	最高人民法院	文書番号：	法釈[2020]12 号
公布日：	2020 年 11 月 16 日	施行日：	2020 年 11 月 18 日
概要等：	当事者が法律により訴訟権利を行使すること及び人民法院が公正かつ遅滞なく知的財産権民事事件を審理することを保障するため、「民事訴訟法」等の関係する法律規定に基づき、知的財産権にかかる民事裁判の実際を結び付け、この規定を制定する。本院が以前に発布した関連する司法解釈がこの規定と一致しない場合には、この規定を基準とする。		
法令名：	一部の行政法規の改正及び廃止に関する国務院の決定		

公布部門：	国務院	文書番号：	国務院令第 732 号
公布日：	2020 年 11 月 29 日	施行日：	2020 年 11 月 29 日
概要等：	「外商投資法」を徹底・実施するため、国務院は、外商投資法に適合しない行政法規について整理をした。整理を経て、国務院は、22 件の行政法規の一部の条項について改正をすることを決定した。「外国の企業又は個人による中国境内における組合企業設立の管理弁法」(2009 年 11 月 25 日国務院令第 567 号により公布) を廃止する。		
法令名：	中華人民共和國刑法修正案（十一）		
公布部門：	－	文書番号：	主席令第 66 号
公布日：	2020 年 12 月 26 日	施行日：	2021 年 3 月 1 日
概要等：	刑法改正案（十一）において、条文 13 条を追加し、条文 34 条を改正する。今回の改正は、主として人民大衆の生命安全、安全生産、金融市場の秩序、知的財産権、生態環境及び感染症の予防・抑制に関連する公衆衛生安全の維持保護等の分野における刑法の統治及び保護をめぐってなされた。		
法令名：	海南自由貿易港知的財産権法院の設立に関する全国人民代表大會常務委員會の決定		
公布部門：	全国人民代表大會常務委員會	文書番号：	－
公布日：	2020 年 12 月 26 日	施行日：	2021 年 1 月 1 日
概要等：	海南自由貿易港知的財産権法院を設立する。海南自由貿易港知的財産権法院は、次の事件を管轄する。 (一) 海南省に係る特許、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路配置図設計、有名商標の認定及び独占にかかわる紛争等の専門性及び技術性の比較的高い知的財産権の民事及び行政事件の第一審 (二) 前項の規定以外の、海南省の中級人民法院が管轄する第一審知的財産権の民事、行政及び刑事事件 (三) 海南省基層人民法院の第一審知的財産権の民事、行政及び刑事の判決及び裁定にかかる上訴及び抗訴事件 (四) 最高人民法院は、その管轄するその他の事件を確定する。		
法令名：	「インターネット保険業務監督管理弁法」		
公布部門：	中国銀行保險監督管理委員會	文書番号：	2020 年第 13 号令
公布日：	2020 年 12 月 7 日	施行日：	2021 年 2 月 1 日
概要等：	この弁法において「自営ネットワークプラットフォーム」とは、保險機構がインターネット保險業務を經營するため、法により設立した独立に運営し、完全なデータ権限を享有するネットワークプラットフォームをいう。保險機構の分支機構及び保險機構と持分、人員等の関連關係を有する非保險機構が設立したネットワークプラットフォームは、自営ネットワークプラットフォームに属しない。インターネット企業が保險業務を代理するにあたっては、		

保險代理業務經營許可を取得しなければならない。			
法令名：	クレジットカード当座貸越利率の市場化改革の推進に関する中国人民銀行の通知		
公布部門：	中国銀行	文書番号：	銀発[2020]327 号
公布日：	2020 年 12 月 31 日	施行日：	2021 年 1 月 1 日
概要等：	2021 年 1 月 1 日から、クレジットカード当座貸越利率は、クレジットカード発行機構とカード保有者とが自発的協議により確定するものとし、クレジットカード当座貸越利率の上限及び下限管理（すなわち、上限は日利率 0.05%、下限は日利率 0.05%の 0.7 倍）を取り消す。		
法令名：	全国一体化ビッグデータセンター協同イノベーション体系の構築を加速することに関する指導意見		
公布部門：	国家發展改革委員會・中央ネット信弁・工業及び情報化部・国家エネルギー局		
文書番号：	發改高技[2020]1922 号		
公布日：	2020 年 12 月 23 日	施行日：	－
概要等：	社会統治と公共サービス、金融、エネルギー、交通、商業貿易、工業製造、教育、医療、文化観光、農業、科学研究、宇宙、バイオ等の分野とのビッグデータの協同イノベーションを深化させ、各業種のデータのスマート応用を盛んにする。インダストリアルインターネットビッグデータセンター標準の建設を支持し、インダストリアルインターネットデータの集約、共有及びイノベーション応用を強化し、製造業の質の高い発展を実現する。重点産業及び重大工事のデータベースを構築し、工業における態勢モニタリング分析及び事前警告・事前判断を發展させるためデータサポートを提供することを奨励する。		
法令名：	商務部等の 12 部門の印刷發布による「大量消費・重点消費を振興し農村の消費潜在力の開放を促進することにかかる若干の措置に関する通知」		
公布部門：	商務部等 12 部門	文書番号：	2020 年 12 月 28 日
公布日：	2020 年 12 月 23 日	施行日：	－
概要等：	大量消費及び重点消費をより一層促進し、かつ、農村の消費潜在力を更に開放するため、農産品サプライチェーンのモデルチェンジ・グレードアップを推進し、農産品流通の基幹ネットワークを完全化する。郷・鎮の生活サービスの發展を加速し、農村に立脚し農民に密着した生活消費サービス複合体の建設を支持する。		

投資関連制度情報

「民法典」の関連附帯司法解釈

「民法典」は 2021 年 1 月 1 日より施行した。2020 年 12 月 30 日、「民法典」の施行に合わせて、最高人民法院は既存の司法解釈について整理を行い、かつ、新しい司法解釈を制定し公布した。

第一、中国における司法解釈

人民法院による裁判業務における法律の具体的適用の問題については、最高人民法院が司法解釈をし、かつ、最高人民法院の発布する司法解釈が法的効力を有する。司法解釈の形式は、「解釈」、「規定」、「回答」及び「決定」の 4 種に分かれる。

「司法解釈業務に関する最高人民法院の規定」（法発[2007]12 号）
第 6 条 司法解釈の形式は、「解釈」、「規定」、「回答」及び「決定」の 4 種に分かれる。
裁判業務においてどのように特定の法律を具体的に適用するのか又は特定の種類の事件若しくは特定の種類の問題に対しどのように法律を適用するのかについて制定する司法解釈は、「解釈」の形式を採用する。
立法精神に基づき裁判業務において制定する必要がある規範及び意見等の司法解釈は、「規定」の形式を採用する。
高級人民法院及び解放軍軍事法院による、裁判業務における法律の具体的適用の問題に係る回答申請について制定する司法解釈は、「回答」の形式を採用する。
司法解釈の改正又は廃止は、「決定」の形式を採用する。

第二、「民法典」の施行に合わせた司法解釈の整理

現在の中国が成立して以来、施行してきた司法解釈及び関係規範性文書は計 591 件がある。最高人民法院は、「民法典」の施行に合わせて、「民法典」と一致するか否かを基準として整理を行った。整理結果は下記の 3 種類がある。

- ①364 件は民法典と一致するため、修正しないで、継続的に適用する。
 - ②111 件は一部の名称及び条目を修正・公布され、2021 年 1 月 1 日より施行する。
 - ③116 件は民法典及び関連法律・新たに制定した司法解釈に吸収又は代替されたため、廃止する。
- なお、2011 年以来公布した計 139 件の指導判例も全面的に整理され、2 件は参照適用しなくなったことが決定された。
- また、第 1 期の「民法典」関連附帯司法解釈として、新たに 7 件の司法解釈が制定・公布されて、2021 年 1 月 1 日より「民法典」と同時に施行する。

一、新たに制定した司法解釈

2020 年 12 月 30 日、第 1 期の「民法典」附帯司法解釈 7 件は、最高人民法院より下記のとおりに公布された。

No.	名称	番号
1	「民法典」の時間的効力の適用にかかる最高人民法院の解釈	法釈[2020]15 号
2	「民法典」婚姻・家族編の適用にかかる最高人民法院の解釈	法釈[2020]22 号
3	「民法典」相続編の適用にかかる最高人民法院の解釈	法釈[2020]23 号
4	「民法典」物権編の適用にかかる最高人民法院の解釈	法釈[2020]24 号
5	建設工事施工契約紛争事件を審理する際の法律適用にかか る問題に関する最高人民法院の解釈（一）	法釈[2020]25 号
6	労働紛争事件を審理する際の法律適用にかか る問題に関する最高人民法院の解釈（一）	法釈[2020]26 号
7	「民法典」関係担保制度の適用にかかる最高人民法院の解釈	法釈[2020]28 号

「民法典」の時間的効力の適用について

『「民法典」の時間的効力の適用にかかる最高人民法院の解釈』（以下「時間的効力規定」という。）により、原則として過去に遡及しないが、遡及して適用する場合もある。

1、原則：過去に遡及しない

「民法典」は、施行前に発生した法律事実に対して、原則として過去に遡及しない。「民法典」の施行後の法律事実による民事紛争事件は、民法典の規定を適用する（時間的効力規定第 1 条）。

「立法法」（2015 年）
第 93 条 法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例並びに規則は、過去に遡及しない。ただし、公民、法人その他組織の権利及び利益をより良く保護するためなした特別規定を除く。

2、例外：遡及して適用する場合

内容	規則
英雄烈士を侵害する	「民法総則」の施行前に、英雄烈士等の氏名、肖像、名誉又は榮譽を侵害し、社会公共利益を損なった民事紛争は、「民法典」第185条の規定を適用する。
流抵当条項	「民法典」の施行前に流抵当条項を約定した場合、「民法典」第401条・第428条の規定を適用する。
様式条項の効力	「民法典」の施行前に設立した契約について、様式条項の効力

	にかかる場合、「民法典」第 496 条の規定に適用する。
建築物の中から物品を放擲（てき）する行為	「民法典」の施行前に建築物の中から物品を放擲する行為により生じた紛争は、「民法典」第 1254 条の規定を適用する。
訴えを提起する方式による契約の解除	「民法典」の施行前に、当事者の一方が相手方に通知せず、直接に訴えの提起の方式により契約の解除を主張する場合は、「民法典」第 565 条第 2 項の規定を適用する。
ファクタリング契約	「民法典」の施行前に締結したファクタリング契約により生じた紛争は、「民法典」第 3 編第 16 章を適用する。
兄弟姉妹の子による代襲相続	被相続人が「民法典」の施行前に死亡し、遺産につき処理が完了していない、その兄弟姉妹の子による代襲相続を請求する場合には、「民法典」第 1128 条第 2 項及び第 3 項を適用する。
印刷遺言	「民法典」施行前に印刷遺言の方法で遺言し、当事者が遺言の効力について紛争が生じる場合には、民法典第 1136 条を適用する。
自由意思により参加する一定のリスクを有する活動	「民法典」の施行前に、被害者が一定のリスクを有する文化スポーツ活動に自由意思により参加し生じた民事紛争事件は、民法典第 1176 条を適用する。
無償搭乗	「民法典」の施行前に、非営業性運送機動車に交通事故が発生して無償搭乗者に損害がもたらされた民事紛争事件は、民法典第 1217 条を適用する。

二、修正・公布した司法解釈

111 件の司法解釈の一部の名称及び条目が修正・公布され、2021 年 1 月 1 日より施行された。詳細は下記のとおりである。

名称	番号	数
「民事裁判業務における『工会法』の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈」等 27 件の民事類司法解釈を改正する最高人民法院の決定	法釈[2020]17 号	27 件
「破産企業の国有割当土地所有権を破産財産に組み入れるべきか否か等の問題に関する最高人民法院の回答」等 29 件の商事類司法解釈を改正する最高人民法院の決定	法釈[2020]18 号	29 件
「特許権侵害紛争事件を審理する際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」等 18 件の知的財産権類司法解釈を改正する最高人民法院の決定	法釈[2020]19 号	18 件
「人民法院民事調停業務にかかる若干の問題に関する最高人民	法釈[2020]20 号	19 件

法院の規定」等 19 件の民事訴訟類司法解釈を改正する最高人民法院の決定		
「人民法院による鉄道運輸貨物の差押えにかかる若干問題に関する最高人民法院の規定」等 18 件の執行類司法解釈を改正する最高人民法院の決定	法釈[2020]21 号	18 件
合計		111 件

三、利息制限に関する最高人民法院の規定について

1、「人民法院による貸借事件の審理に関する最高人民法院の若干の意見」（1991 年 8 月 13 日最高人民法院法（民）[1991]21 号により発布、2008 年 12 月 16 日最高人民法院法釈[2008]18 号により改正発布・同年 12 月 31 日施行、2015 年 9 月 1 日法釈[2015]18 号により廃止されている。）は、民間貸借の利率は銀行の利率を適当に上回ることができ、各地の人民法院は当該地区の実際状況に基づき具体的に把握することができる。ただし、最高でも銀行の同類貸付利率の 4 倍を超えてはならない。この限度を超える場合には、超える部分の利息については、保護しないと規定した。

2、民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（以下「民間貸借司法解釈」という。）は法釈[2015]18 号により公布、同年 9 月 1 日施行された。「民間貸借司法解釈」2015 年版により、保護を受ける年利率の上限は 24%であり、24%～36%は自然債務、つまり、借主が自由意思によりこれを支払い、又は約定した利率を超えて利息又は違約金を自由意思により支払い、かつ、国、集団及び第三者の利益を損なっていない場合において、借主が不当に利益を得たことを理由として貸主に対し返還するよう要求するときは、人民法院は、これを支持しない。ただし、借主が年利率 36%を超える部分の利息を返還するよう要求するときは除く。

3、「民間貸借司法解釈」は法釈[2020]6 号（2020 年 8 月 19 日公布、同月 20 日施行）により改正された。保護を受ける年利率の上限は LPR（1 年物のローンプライムレート）の 4 倍に修正された。

4、「民間貸借司法解釈」の各修正は下記のとおりである。

民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定		
2015 年 8 月 6 日最高人民法院法釈[2015]18 号により発布、同年 9 月 1 日施行	2020 年 8 月 19 日法釈[2020]6 号により改正公布、同月 20 日施行	2020 年 12 月 29 日法釈[2020] 27 号により改正、2021 年 1 月 1 日施行
第 26 条 貸借当事者双方が約定する利率が年利 率 24%を超えない場合に おいて、貸主が借主に約 定の利率に従い利息を支 払うよう請求するとき は、人民法院は、これを 支持しなければならない。 貸借当事者双方が約定 する利率が年利 率 36%を 超える場合には、超過部 分の利息に係る約定は無 効とする。借主が貸主に 既に支払った年利 率 36% を超える部分の利息を返 還するよう請求する場 合には、人民法院は、こ れを支持しなければなら ない。	第 26 条 貸主が借主に対し 契約に約定した利率に従い利 息を支払うよう請求する場 合には、人民法院は、これを支 持しなければならない。 <u>た だし、双方の約定した利率が契 約成立時における 1 年物のロ ーンプライムレートの 4 倍を 超える場合を除く。</u> 前項において「1 年物のロ ーンプライムレート」とは、 中国人民銀行が全国銀行間コ ールセンターに授権して 2019 年 8 月 20 日から毎月発 表させている 1 年物のロー ンプライムレートをいう。	第 25 条 貸主が借主に対し 契約に約定した利率に従い利 息を支払うよう請求する場 合には、人民法院は、これを支 持しなければならない。た だし、双方の約定した利率が契 約成立時における 1 年物のロ ーンプライムレートの 4 倍を 超える場合を除く。 前項において「1 年物のロ ーンプライムレート」とは、 中国人民銀行が全国銀行間コ ールセンターに授権して 2019 年 8 月 20 日から毎月発 表させている 1 年物のロー ンプライムレートをいう。
第 28 条 貸借当事者双 方が前期の借入金の元 金・利息の決済後に利息 を後期の借入金元金に算 入し、かつ、債権証憑を 新たに発行する場合にお いて、前期利率が年利 率 24%を超えていないとき は、新たに発行する債権	第 28 条 貸借双方が前期の 借入金の元金・利息の決済後 に、利息を後期の借入金元金 に算入し、かつ、債権証憑を 改めて発行する場合におい て、 <u>前期の利率が契約成立時 における 1 年物のローンプ ライムレートの 4 倍を超えて いないときは、改めて発行する</u>	第 27 条 貸借双方が前期の 借入金の元金・利息の決済後 に、利息を後期の借入金元金 に算入し、かつ、債権証憑を 改めて発行する場合におい て、前期の利率が契約成立時 における 1 年物のローンプ ライムレートの 4 倍を超えて いないときは、改めて発行する

証憑に明記される金額は 後期の借入金元金と認定 することができるものと し、 <u>超過部分の利息は後 期の借入金元金に算入す ることができない。約定 される利率が年利 率 24% を超え、当事者が超過部 分の利息を後期の借入金 元金に算入することがで きない旨を主張する場合 には、人民法院は、これ を支持しなければならない。 前項に従い計算し、借 主が借入期間満了後に支 払うべき元金及び利息の 和は、最初の借入金元金 と、最初の借入金元金を 基数として年利 率 24%に より計算した借入期間全 体における利息との和を 超えてはならない。貸主 が借主に超過部分を支払 うよう請求する場 合には、人民法院は、こ れを支持しない。</u>	債権証憑に明記された金額 は、これを後期の借入金元 金と認定することができる。 <u>超 える部分の利息については、 後期の借入金元金と認定しな いものとする。</u> 前項に従い計算し、借主が 借入期間満了後に支払うべき 元金及び利息の和が、 <u>最初の 借入金元金と、最初の借入金 元金を基数として、契約成立 時における 1 年物のローンプ ライムレートの 4 倍より計算 した借入期間全体における利 息との和を超える場合には、 人民法院は、これを支持しな い。</u>	債権証憑に明記された金額 は、これを後期の借入金元金 と認定することができる。超 える部分の利息については、 後期の借入金元金と認定しな いものとする。 前項に従い計算し、借主が 借入期間満了後に支払うべき 元金及び利息の和が、最初の 借入金元金と、最初の借入金 元金を基数として、契約成立 時における 1 年物のローンプ ライムレートの 4 倍より計算 した借入期間全体における利 息との和を超える場合には、 人民法院は、これを支持しな い。
---	---	--

第 29 条 貸借当事者双方が期限徒過に係る利率について約定を有する場合には、当該約定に従う。ただし、<u>年利率 24%を超えないことを限りとする。</u> 期限徒過に係る利率を約定しておらず、又は約定が不明である場合には、人民法院は、異なる状況を区分して処理することができる。 (1) 借入期間内の利率を約定しておらず、また、期限徒過に係る利率も約定しておらず、<u>期限を徒過して返済した日から年利率 6%として資金の占用期間の利息を支払うよう貸主が借主に対し主張する場合には、</u>人民法院は、これを支持しなければならない。 (2) 借入期間内の利率を約定しているけれども期限徒過に係る利率を約定しておらず、期限を徒過して返済した日から借入期間内の利率に従い資金の占用期間の利息を支払うよう貸主が借主に対し主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。	第 29 条 貸借双方に期限徒過にかかる利率について約定がある場合には、当該約定に従う。ただし、<u>契約成立時における 1 年物のローンプライムレート の 4 倍を超えないことを限りとする。</u> 期限徒過にかかる利率を約定しておらず、又は約定が不明である場合には、人民法院は、異なる状況を区別して処理することができる。 (一) 借入期間内の利率を約定しておらず、また、期限徒過にかかる利率も約定していない場合において、<u>期限を徒過して返済した日から借主が期限を徒過した返済にかかる違約責任を負うよう貸主が主張するときは、</u>人民法院は、これを支持しなければならない。 (二) 借入期間内の利率を約定しているけれども期限徒過にかかる利率を約定していない場合において、期限を徒過して返済した日から借入期間内の利率に従い借主が資金の占用期間の利息を支払うよう貸主が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。	第 28 条 貸借双方に期限徒過にかかる利率について約定がある場合には、当該約定に従う。ただし、契約成立時における 1 年物のローンプライムレート の 4 倍を超えないことを限りとする。 期限徒過にかかる利率を約定しておらず、又は約定が不明である場合には、人民法院は、異なる状況を区別して処理することができる。 (一) 借入期間内の利率を約定しておらず、また、期限徒過にかかる利率も約定していない場合において、<u>期限を徒過して返済した日から当時の 1 年物のローンプライムレート の標準を参照して計算した利息につき借主が期限を徒過した返済にかかる違約責任を負うよう貸主が主張するときは、</u>人民法院は、これを支持しなければならない。 (二) 借入期間内の利率を約定しているけれども期限徒過にかかる利率を約定していない場合において、期限を徒過して返済した日から借入期間内の利率に従い借主が資金の占用期間の利息を支払うよう貸主が主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。
--	---	---

第 30 条 貸主と借主とが期限徒過に係る利率を約定しており、また、違約金その他の費用についても約定している場合には、貸主は、期限徒過に係る利率、違約金その他の費用を主張することを選択することができ、また一括して主張することもできる。ただし、総計が<u>年利率 24%を超える部分について、</u>人民法院は、これを支持しない。	第 30 条 貸主と借主とが期限徒過にかかる利率を約定しており、また、違約金その他の費用についても約定している場合には、貸主は、期限徒過にかかる利息又は違約金その他の費用を主張することを選択することができ、また、一括して主張することもできる。ただし、総合計が<u>契約成立時における 1 年物のローンプライムレート の 4 倍を超える部分について、</u>人民法院は、これを支持しない。	第 29 条 貸主と借主とが期限徒過にかかる利率を約定しており、また、違約金その他の費用についても約定している場合には、貸主は、期限徒過にかかる利息又は違約金その他の費用を主張することを選択することができ、また、一括して主張することもできる。ただし、総合計が契約成立時における 1 年物のローンプライムレート の 4 倍を超える部分について、人民法院は、これを支持しない。
第 31 条 <u>利息を約定していないけれども借主が自由意思によりこれを支払い、又は約定した利率を超えて利息又は違約金を自由意思により支払い、かつ、国、集団及び第三者の利益を損なっていない場合において、借主が不当に利益を得たことを理由として貸主に対し返還するよう要求するときは、</u>人民法院は、これを支持しない。<u>ただし、借主が年利率 36%を超える部分の利息を返還するよう要求するときを除く。</u>	削除	----
第 33 条 <u>この規定の発布・施行後、最高人民法院が 1991 年 8 月 13 日に発布した「人民法院によ</u>	第 32 条 この規定が施行された後において、人民法院が新たに受理する一審の民間貸借紛争事件には、この規定を	第 31 条 この規定が施行された後において、人民法院が新たに受理する一審の民間貸借紛争事件には、この規定を

<u>る貸借事件の審理に関する若干の意見」は、同時にこれを廃止する。最高人民法院が以前に発布した司法解釈とこの規定が一致しない場合には、これを適用しない。</u>	適用する。 <u>貸借行為が 2019 年 8 月 20 日より前に発生している場合には、原告が訴えを提起した時の、1 年物のローンプライムレート</u>の 4 倍を参照して、<u>保護を受ける利率の上限を確定することができる。</u> この規定が施行された後において、最高人民法院が以前に出した関連する司法解釈とこの解釈とが一致しない場合には、この解釈を基準とする。	適用する。 <u>2020 年 8 月 20 日以降に新たに受理した一審の民間貸借事件については、貸借契約が 2020 年 8 月 20 日より前に成立しており、当事者が当時の司法解釈を適用して契約成立から 2020 年 8 月 19 日までの利息部分を計算することを請求する場合には、</u>人民法院は、<u>これを支持しなければならない。2020 年 8 月 20 日から借入金返還の日までの利息部分については、訴え提起時のこの規定の利率保護標準を適用して計算する。</u> この規定が施行された後において、最高人民法院が以前に出した関連する司法解釈とこの規定とが一致しない場合には、この規定を基準とする。
---	---	--

2020 年 12 月の改正により、2020 年 8 月 20 日以降の民間貸借事件については、「貸借契約が 2020 年 8 月 20 日より前に成立しており、当事者が当時の司法解釈を適用して契約成立から 2020 年 8 月 19 日までの利息部分を計算することを請求する場合」には、人民法院は当時の司法解釈を支持し、遡及適用しないことを明記した。したがって、本レポートの 2020 年第 2 号 15 頁において、「2020 年 8 月 20 日以降に既存債権の利率の引き下げを実施しない場合には、貸主の不当利得として借主からの返還請求を可能とし、さらに、過去に遡及していわゆる過払い金返還請求を惹起する可能性がある。同日以降の訴訟では規定が適用されるため（規定 32 条第 1 項）、貸主に対し新基準による金利で引き直し計算をして不当利得の返還を命じられる結論を生じうる。」と述べたが、2020 年 12 月の改正により、遡及効による不当利得返還請求訴訟の懸念は 2020 年 8 月 20 日以降を対象とする限定的効果であることが明確となった。

第三、廃止された司法解釈及び参照しない指導性判例

「一部の司法解釈及び関連規範性文書の廃止に関する最高人民法院の決定」（法釈〔2020〕16 号）により、計 116 件の司法解釈及び関連規範性文書が廃止された。「一部の指導性判例を参照しないことに関する最高人民法院の通知」（法〔2020〕343 号）により第 9 号、第 20 号指導性判例は参照しなくなった。

以上

ーコラム 米新政権に対する中国の見方と対米戦略の変化ー

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一

はじめに

米国でジョー・バイデン新政権が 2021 年 1 月 20 日に発足した。それに先立ち、中国の習近平・国家主席は 2020 年 11 月 25 日、大統領当選の祝電の中で「米中関係の健全で安定した発展の推進は両国人民の根本的利益に合致するだけでなく、国際社会の共通の期待でもある。双方が衝突せず、対決せず、互いに尊重し、協力・ウィンウィンを図る精神を堅持し、協力に焦点を絞り、意見の相違をコントロールし、米中関係の健全かつ安定した前進・発展を図り、各国および国際社会と手を携えて世界平和・発展の崇高な事業を推進することを希望する」と述べた²。他方、バイデン大統領は 2021 年 2 月 4 日の初の外交演説において、中国を「重大な競争相手」と位置付けた。

トランプ政権下で米国との対立が激化した中国の習近平政権は、バイデン新政権にどう向き合っていこうとしているのであろうか。本稿はこうした問題意識の下、中国政府の発言やメディア報道に筆者のヒアリング情報も加えながら、米新政権に対する中国の見方と予想される対米戦略の変化について考察することを目的とする。

1. バイデン新政権に対する中国側の見方

バイデン新政権に対して中国側は実際どのような見方をしているのであろうか。メディアの報道や有識者へのヒアリング情報も交えながら論点を整理してみよう。

（1）基本的な対中強硬スタンスは不変

バイデン新政権に対する中国側の見方は、大きく 2 つに分かれている。1 つは全く楽観しておらず、非常に厳しい姿勢が続くという見方である。トランプ政権であろうと、バイデン政権であろうと、米国の議会は超党派で中国に対して強硬なスタンスであることから、どちらの政権になろうと大きな変化はないとの見立てである。むしろ、民主党政権ということで、特に人権問題については、トランプ政権よりさらに厳しい姿勢で臨んでくるのではないかとこの指摘もなされている。

経済についても、トランプ前政権の基本的な方針は継続されると見る向きが多い。貿易問題ではバイデン大統領自身がトランプ前政権の賦課した追加関税は当面撤回しないと表明

² 「新華網」2020 年 11 月 25 日（http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-11/25/c_1126786476.htm）

している。また、2021 年 1 月 25 日には、政府調達で米国製品を優先する「バイ・アメリカン法」の運用を強化する大統領令に署名しており、保護的な姿勢がさらに強化される可能性を警戒する向きもある。

（2）米中関係の安定化に期待

他方、期待を寄せる見方もある。新型コロナ対策ではワクチンの国際的な協力、気候変動問題では米国のパリ条約復帰によって、米中が協力できる余地が出てくるのではないかと指摘されている。

また、中国側からよく聞かれるのは、バイデン政権になれば、いわゆる「予見可能性」が高まるという見方である。トランプ前大統領のように「約束したことを翌日に覆す」「ツイッターで何をつぶやくかわからない」といった混乱要因がなくなることが期待されている。

予見可能性が高まることは、裏を返せば米中関係が現在より安定することを意味する。トランプ政権時代は官僚間でどんな協議をしてもほとんど意味がないという 4 年間が続いてきたが、今後はまず事務レベルで中身を詰めて、それから首脳レベルに上げていくという外交プロセスが復活することで、ハイレベルの対話がより意味を持ったものになってくるのではないかと、多くの識者が指摘している。

また、バイデン大統領は習主席との個人的な関係が相当強く、これを本人も自認していることは、1 つの安心材料といわれている。米ニューヨーク・タイムズによると、「バイデン氏（当時は副大統領）は中国の次期指導者を見定めるため、2011 年と 2012 年に少なくとも 8 回、習氏（当時は国家副主席）と会い、四川省の高校でバスケットボールに興じた」と報じられている³。

とはいえ、バイデン氏は調整型であり、トランプ氏のように自分のしたいことを強引に押し通すような意思決定はできないタイプと見られている。加えて、バイデン氏は大統領就任後、当面は新型コロナ対策や社会分断等の国内問題に専念しなければならず、極めて内向きになることを考えると、外交面で対中政策を大きく変える余裕はないとの見方もある。

（3）米中関係に対する企業経営者の見方

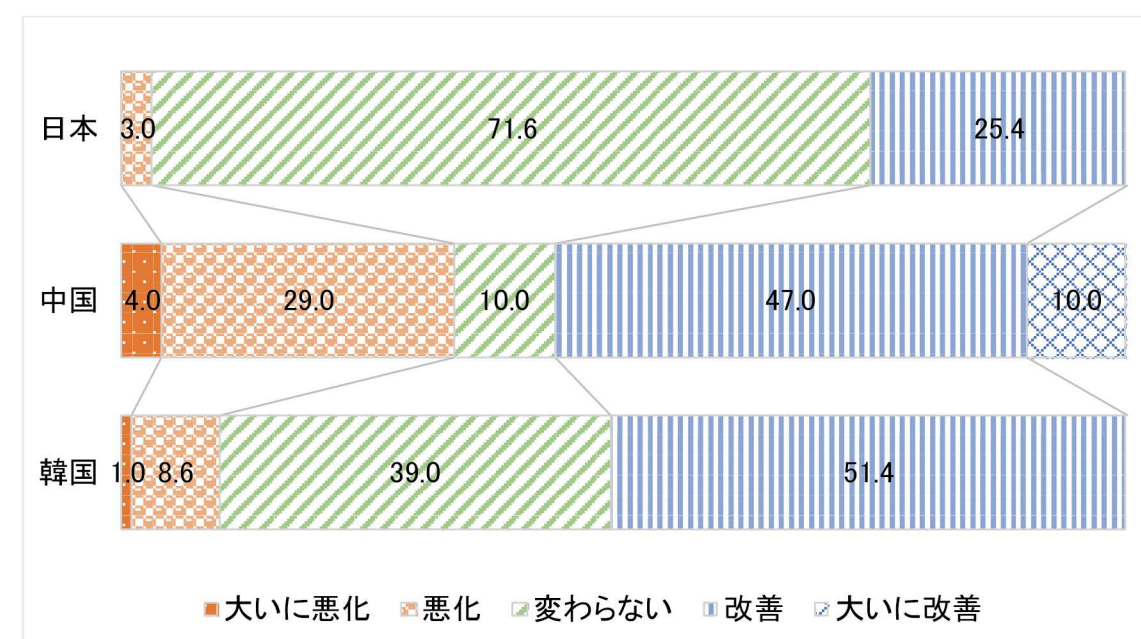
新政権移行後の米中関係について、企業経営者はどう見ているのであろうか。日本経済新聞が 2021 年 1 月 13 日に公表した「日中韓経営者アンケート」によれば⁴、「トランプ政権と比べてバイデン政権での米中関係はどのように変わると予想するか」との問いに対して、日本は「変わらない」との回答が 71.6%と 7 割強を占めた。次いで「改善する」が 25.4%となり、「悪化する」は 3.0%にとどまった。

³ 「ニューヨーク・タイムズ」2020 年 9 月 6 日（<https://www.nytimes.com/2020/09/06/us/politics/biden-china.html>）

⁴ 日本経済新聞社が中国・人民日報系日刊紙の環球時報、韓国の毎日経済新聞と共同で 2020 年 12 月 7～22 日に実施。日本 84 社、中国 100 社、韓国 106 社の計 290 社の経営者が回答。

他方、中国では「改善する」「大いに改善する」との回答が合計 57.0%と 6 割弱、「大いに悪化する」「悪化する」が合計 33.0%と見方が分かれ、「変わらない」は 1 割だった。先行きが不透明な中、楽観と悲観、期待と不安という相反する見方が交錯するかたちとなった。

(図表 1) バイデン政権での米中関係に対する企業経営者の見方



(出所) 日本経済新聞「日中韓経営者アンケート」(2021 年 1 月 13 日) を基に作成

(4) 中国紙社説から探る中国側の見方

こうしたバイデン新政権に対する中国側の見方を端的に表明しているのが、同氏が勝利宣言を行った 2020 年 11 月 8 日に中国紙「環球時報」に掲載された社説「米中関係に幻想を抱いてはならず、また努力も放棄してはならない」だ⁵。

社説は「政権の座につくバイデン氏は米中関係の新たな取引を受け継ぎ、中国に強硬に出る基本的態度を維持するだろう。新疆、香港など米側が定義するいわゆる『人権』問題で、民主党政権がますます厳しい態度をとる可能性は排除できない。要するに両国関係の主要な方面における米国の圧力が緩むことはないのである」と率直に述べている。

他方、社説は「北京はバイデンチームと可能な限り十分な意思疎通を図り、緊張した米中関係を比較的高い予見可能性のある状態に戻すため努力を払うべきだ」と強調。米中関係において見直しの余地がある分野として、①新型コロナ対策、②気候変動、③経済・貿易、④人的交流を挙げ、「中国はバイデン氏が米中関係の緩和的逆転をもたらすかもしれないと幻想を抱いてはいけませんが、同様に米中関係改善への信念を弱めてもいけない」と指摘している。

⁵ 「環球時報」2020 年 11 月 8 日 (<https://opinion.huanqiu.com/article/40cPtFBEp6T>)。

その上で社説は結論として「米国の戦略的挑戦に対応する最も根本的な方法は自己の強化だと言っておかねばならない。我々が米国に押しつぶされず、かき乱されない強大な存在になって、対中協力を米国の国益実現における最良の方途にさせること、これが根本的な道である」との見解を示している。

2. 米国との関係改善を模索する中国

バイデン新政権移行後も米国の対中強硬路線が大きく変わらないと予想される中、中国側もそうした米国の動向はよくわかっており、対米戦略が大きく変わることはないとする向きが多い。

他方、米中の外交が官僚を中心とした旧来型的外交に戻ることから、中国としては「取り付く島」もなかったトランプ政権と違って、バイデン政権になれば、気候変動問題など「取り付く島」があり、ネゴシエーションの接点となるテーマが増えることで、関係が改善することを期待する。

こうした中、中国は関係改善に向けて、共通課題となり得る分野での対話と協力の機会を模索すべく、バイデン大統領の就任前から米国に秋波を送っている。王毅・國務委員兼外交部長は 2020 年 12 月 7 日、北京で米中ビジネス協議会⁶の理事会代表团とビデオ交流を行った際、「新型コロナウイルスのまん延や経済衰退など重大な世界的挑戦に直面し、米中両国は責任感と覚悟を示さなければならない」と強調。その上で王部長は「米中は、①新型コロナ対策、②経済回復推進、③気候変動対応などの面で協力の切り口を見つけ出すことができる」と指摘した⁷。

また、王部長は 2020 年 12 月 11 日、北京で開催されたシンポジウム「2020 年国際情勢と中国外交」の開幕式に出席し、基調講演を行った際、「現在、米中関係は新たな歴史の瀬戸際に立っている。双方は両国国民の根本的利益を起点に、世界各国が共に幸福になることを考え、国交樹立以来の互惠協力の経験を総括し、ここ数年の両国関係低迷の教訓を反省して、米中関係の健全で安定した発展の戦略的枠組みを再構築することが必要だ」と述べた⁸。その上で王部長は「そのためには双方が歩み寄り、共に努力すべきだ」と強調し、具体的な論点として、①対話の再開、②協力の再開、③相互信頼の再構築を挙げた。

さらに、王部長は 2020 年 12 月 18 日、米国ニューヨークに本拠を置く非営利組織アジア・ソサエティが米中関係の将来に焦点を当てて開催したイベントにおいて、バイデン氏が掲げる優先課題 4 点（新型コロナ対策、経済回復、人種的平等、気候変動）のうち、「人種

⁶ 「米中ビジネス協議会 (US-China Business Council)」は、中国とビジネスを行う 200 社超の米国企業で構成される無党派の民間非営利組織。1973 年に設立され、ワシントン DC、北京、上海に事務所がある。

⁷ 外交部ウェブサイト (<https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbzhd/t1838255.shtml>)。

⁸ 外交部ウェブサイト (<https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbzhd/t1839415.shtml>)。

的平等を除く 3 つの課題で米中は協力して世界の発展に貢献できる」と述べた⁹。

バイデン新政権は、中国に強硬な態度を基本的には維持することが見込まれるが、緊張した米中関係を予見可能性が比較的高い状態に回復させるべく、中国は新型コロナ対策や気候変動、経済・貿易等、調整の余地がある分野で関係改善を模索するものと見られる。

3. 米新政権に対する中国の対米戦略の変化

米新政権に対して、中国の対米戦略はどう変わるのだろうか。この問題を探る上で注目されるのが、2020 年 11 月 1 日発行の共産党機関誌『求是』2020 年第 21 号に掲載された習主席の講話「国家中長期経済社会発展戦略（以下「国家発展戦略」という。）における若干の重大問題」である¹⁰。2020 年 4 月 10 日に開催された中央財經委員会第 7 回会議における講話とされ、同会議では、「国内大循環」を主体とし、国内と国際の「双循環」の相互促進による新たな発展構造の構築が初めて提起されたといわれる。国家発展戦略のポイントと同戦略を踏まえた中国の政策展開について検証してみよう。

（1）国家発展戦略のポイント

国家発展戦略のポイントは「2020 年 4 月」ということである。すなわち、この時点で 2020 年 11 月の米大統領選の結果如何に関わらず、米国との対立の継続を前提とした上で、持久戦の構えで中長期を展望した戦略が策定されたことを意味する。加えて、米大統領選直前の 2020 年 11 月 1 日に公表したことは、バイデン政権になろうと同戦略における基本方針は揺るがない、という姿勢を改めて示したといえる。

講話において、習主席は「私は感染予防・抑制と結び付けて、国家中長期経済社会発展における重大な問題について考えた」と述べた上で、国家発展戦略における重大問題として、①内需拡大戦略の実施、②産業チェーン・サプライチェーンの最適化・安定化、③都市化戦略の整備、④科学技術の投入および産出構造の調整・最適化、⑤人と自然の調和共生の実現、⑥公衆衛生体系建設の強化の 6 点を挙げている。

このうち、対米戦略の観点から注目されるのが、①、②および④である。この 3 つの問題は、米中摩擦から出てきた教訓であり、対米戦略という観点ではセットになっている。各問題で指摘されているポイントを整理したのが図表 2 であるが、内需拡大への転換加速、新たな産業チェーン・サプライチェーンの再構築、技術の国産化の推進により、対米依存の抑制を図ろうとする方向性がうかがわれる。

この戦略については、習主席の「米国によるデカップリングに対する防衛本能が働いた」

と指摘されている。こうした観点から、デカップリングを阻止するために必要とされたのが、1 つは「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」であり、もう 1 つは「中国・EU 包括的投資協定（CAI）」だと見られている。中国が 2020 年 11 月 15 日、RCEP に署名したほか、2020 年 12 月 30 日に CAI に大筋で合意したことは、中央財經委員会第 7 回会議の方針に基づいて、中国政府が動いた結果だとの見方もある。

（図表 2）国家中長期経済社会発展戦略のポイント

項目	概要
内需拡大戦略の実施	当面の感染の衝撃への対応、中国経済の長期的・持続的で健全な発展の保持、人民の日増しに増大する良好な生活を満たす上で必要。国内大循環を主体とし、国内と国際の双循環が相互に促進する新たな発展構造の構築に有利であり、国際競争・協力への参与における新たな優位性の形成にも有利。
産業チェーン・サプライチェーンの最適化・安定化	優位産業が世界をリードする地位を向上させ、国際産業チェーンの中国に対する依存関係を強化し、外国側の人為的な供給遮断に対して強力な対抗・抑止能力を形成。自主制御可能で、安全で信頼できる国内生産供給体系を構築し、肝心な時に自己循環可能で、極端な状況下でも経済の正常な運営を確保。
科学技術の投入および産出構造の調整・最適化	科学技術資源の配置を最適化し、科学技術イノベーション能力の向上を図り、中国の国情に合致した科学技術研究開発の道を歩む。科学技術成果の転化メカニズムを刷新、企業主体の役割と政府の統一計画の役割を発揮し、産学研のイノベーション・チェーンおよびバリューチェーンを開通。

（出所）習近平「国家中長期経済社会発展戦略における若干の重大問題」『求是』2020 年第 21 号（2020 年 11 月）を基に作成

加えて、習主席が 2020 年 11 月 20 日、アジア太平洋経済協力会議（APEC）非公式首脳会議における講演で、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP 協定）」加入を「積極的に考える」¹¹と表明したことも、こうした方針の一環だと見られている。

米国が CPTPP に復帰すれば「中国包囲網」が米国主導で広がり、中国にとって大きな圧力となることから、バイデン新政権発足前に加入の意志を明確に示すことで、米国を牽制する動きに出てきたことは、中国の対米戦略における 1 つの変化といえよう。

中国にとって CPTPP は、RCEP と比較して関税自由化の水準が高く、貿易・投資ルールも厳格であること等から、加盟のハードルはかなり高いといわれている。他方、バイデン大統領にとっては国内問題が優先課題となっており、民主党左派への配慮もあって CPTPP は

⁹ ジェトロ「ビジネス短信」2020 年 12 月 22 日

（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/0724324f7b25b419.html>）

¹⁰ 「求是」2020 年 11 月 1 日（http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c_1126680390.htm）。

¹¹ 「新華網」2020 年 11 月 20 日（http://www.xinhuanet.com/2020-11/20/c_1126767392.htm）。

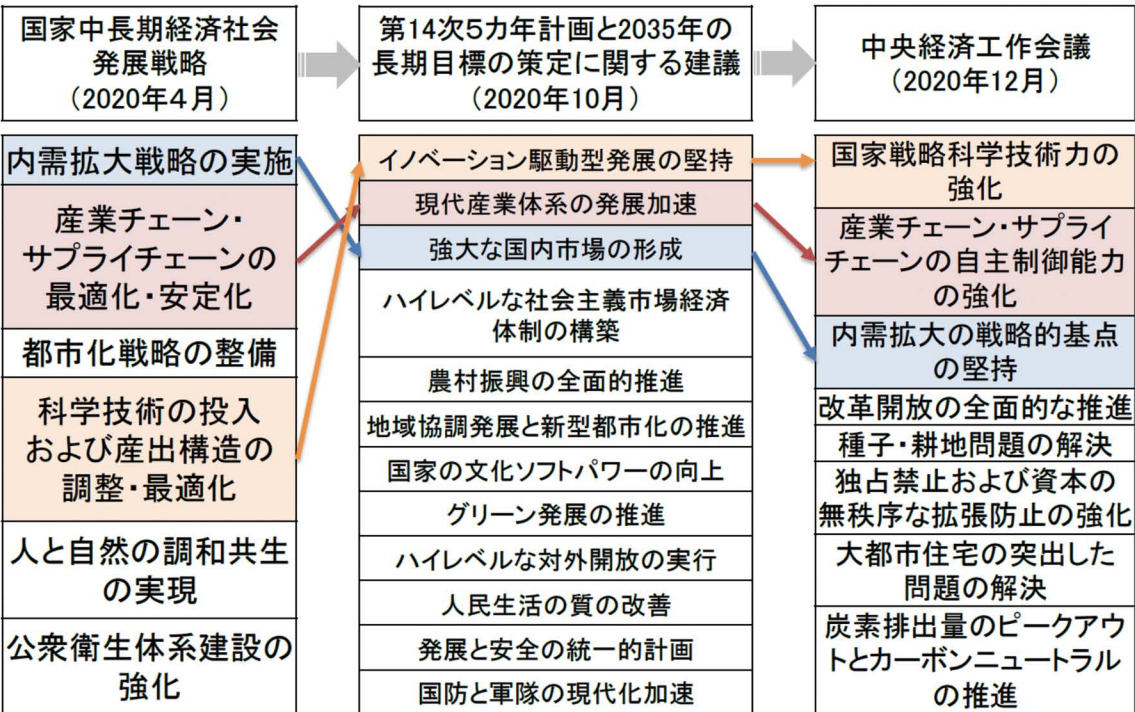
なお、「積極的に考える」の原文は「積極考慮」であり、中国語としてはかなり強い言葉である。

優先順位が低く、復帰の可能性はかなり低いと見る向きが多い。こうした中、中国はバイデン政権の CPTPP への復帰が困難という前提で、時間をかけてでも加入を目指すのではないかと、との見方もある。

（2）国家発展戦略を踏まえた政策展開

国家発展戦略で打ち出された「技術の国産化の推進」「産業チェーン・サプライチェーンの再構築」「内需拡大への転換加速」といった方向性は、2020 年 10 月 26～29 日に開催された中国共産党第 19 期中央委員会第五回全体会議（五中全会）で審議・採択された「第 14 次 5 カ年計画（2021～2025 年）および 2035 年までの長期目標の策定に関する建議」や、2020 年 12 月 16～18 日に北京で開催された「中央経済工作会议」¹²で打ち出された重点任務にも高いプライオリティで反映されている（図表 3）。

（図表 3）国家中長期経済社会発展戦略を踏まえた中国の政策展開



（出所）「国家中長期経済社会発展戦略における若干の重大問題」（2020 年 4 月）、「第 14 次 5 カ年計画と 2035 年の長期目標の策定に関する建議」（2020 年 10 月）「中央経済工作会议のコミュニケ」（2020 年 12 月）等を基に作成

こうした流れの中で、2021 年 3 月 5 日に開催が予定されている全国人民代表大会（全人代、国会に相当）において、数値目標も含めた第 14 次 5 カ年計画の詳細が最終的に決定さ

¹² 中国共産党と政府が年に 1 度、翌年の経済政策運営の基本方針を決めるために開催する重要会議。具体的な目標値は翌年 3 月の全人代の政府活動報告で公表される。

れる運びとなるが、中長期的な中国の政策を左右するものとして注目される。

4. バイデン新政権発足後の中国の動向

2021 年 1 月 20 日のバイデン新政権発足後、中国はどのような動きを示しているのであろうか。新政権発足後、習主席にとって初の演説となった世界経済フォーラム（WEF）のオンライン会合「ダボス・アジェンダ」における発言、米中首脳による初の電話協議および同協議の露払いともなった中国の外交トップである楊潔篪・共産党中央政治局委員兼中央外事工作委員会弁公室主任の米中関係全国委員会とのオンライン対話の発言から概観してみよう。

（1）新政権発足後、習主席が初の演説

習主席は 2021 年 1 月 25 日、世界経済フォーラムのオンライン会合「ダボス・アジェンダ」において「多国間主義のトーチで人類の前途を照らそう」と題して行った演説の中で「この時代が直面する課題を解決しなければならない」と指摘¹³。具体的には以下の 4 点を挙げた。

- ① マクロ経済政策協調を強化し、世界経済の力強い、持続可能な、バランスのとれた、包摂的成長を共に推進する。
- ② イデオロギーの偏見を捨て、平和共存・互惠ウィンウィンの道を共に歩む。
- ③ 先進国と開発途上国の発展格差を克服し、各国の発展・繁栄を共に図る。
- ④ 手を携えてグローバルな挑戦に対応し、人類のすばらしい未来を共に築く。

加えて、習主席は「問題解決の道は多国間主義を守り、実践し、人類運命共同体の構築を推進することあり、国際的な『小さなグループ』や『新冷戦』を進め、他を排斥、威嚇、脅迫し、何かというとすぐにデカップリング、供給遮断、制裁に出て、人為的に相互隔離、さらには隔絶を作り出すなら、世界を分裂さらには対決に向かわせるだけある」と強調。この発言の念頭に米国があることは言うまでもなく、中国に対する米国の強硬なスタンスに向けて牽制を表明したかたちとなった。

（2）外交トップも米国に対話を呼びかけ

中国の外交トップである楊潔篪・共産党中央政治局委員兼中央外事工作委員会弁公室主任は 2021 年 2 月 2 日、北京で米国の米中関係全国委員会¹⁴とオンライン対話を開催¹⁵。楊

¹³ 同講演の全文（日本語版）は中華人民共和国駐日本国大使館のウェブサイト（<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1848464.htm>）で閲覧可能。

¹⁴ 「米中関係全国委員会（The National Committee on United States-China Relations）」は米中両国の理解促進を目的とする非営利組織で、学者や市民、宗教、ビジネス界のリーダー等の幅広い連合によって 1966 年に設立された。

¹⁵ 同講演の全文（日本語版）は中華人民共和国駐日本国大使館のウェブサイト

氏は「米新政権が米中関係を健全かつ安定的に発展する正しい軌道に戻すことを希望するとともに、①中国に対する正確な認識、②正常な交流の再開、③矛盾と相違の適切な処理、④互恵協力の展開などの面で努力できる」と表明した（図表 4）。

（図表 4）米中関係全国委員会とビデオ対話における楊委員の発言

中国に対する 正確な認識	米前政権の誤った政策の根源は中国を戦略的競争相手と見なした判断ミス。大国間のゼロサムゲームという考えを超越し、両国関係の正しい方向を掴むことを希望。
正常な交流 の再開	米中関係の発展史に秘められているのは、数十年間の両国各界の相互接触、交流、意思疎通、協力の粘り強い取り組みと苦労。 米新政権が両国各界の交流・協力を阻害する「足かせ」を取り除くことを希望。
矛盾と相違の 適切な処理	二つの大国は、歴史、文化、制度が異なり、いくつかの問題で意見の相違が存在するが、カギは適切なコントロール。 米国が中国の主権・領土保全に関わる問題の高度な敏感性を認識し、慎重かつ適切に処理し、相互信頼と協力の妨害・破壊を回避するよう希望。
互恵協力の 展開	感染症対策、経済回復、気候変動等の分野での協力余地は非常に大きい。 両国は世界の公衆衛生システムの整備を共同で検討することが可能。 マクロ経済政策協調を強化し、世界の産業チェーン・サプライチェーンの安全および世界経済・金融安定の維持に協力し、両国と世界の経済成長を後押しすることを願う。 気候変動や新エネ開発、低炭素で持続可能な発展の推進等でも互恵協力が可能。

（出所）中華人民共和国駐日本国大使館ウェブサイトを基に作成

（3）新政権発足後、米中首脳が初の電話協議

習主席は 2021 年 2 月 11 日、バイデン米大統領と大統領就任後では初となる電話協議を行い、二国間関係や重大な国際と地域の問題について意見交換した¹⁶。

国営新華社の報道によれば、習主席は「米中関係の健全で安定した発展の推進は、両国人民と国際社会の共通の期待だ。両国の外交部門は、二国間関係における広範な問題および重大な国際と地域の問題について意思疎通を深めることができ、両国の経済、金融、法執行、軍隊などの部門でも接触を広げることができる」と指摘。その上で、習主席は「米中双方はさまざまな対話メカニズムを再構築することで互いの政策意図を正確に理解し、誤解や誤判断を避けるべきだ」と対話と呼びかけた。

他方、習主席は「台湾や香港、新疆などに関する問題は中国の内政であり、中国の主権と領土保全にかかわるもので、米国は中国の核心的利益を尊重し、慎重な行動を取るべきだ」と牽制した。

¹⁵ (<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1851579.htm>) で閲覧可能。

¹⁶ 「新華網」2021 年 2 月 11 日 (http://www.xinhuanet.com/world/2021-02/11/c_1127093231.htm)

これに対して、バイデン大統領は「米中両国は衝突を回避し、気候変動など幅広い分野で協力できる。米中が相互尊重の精神に基づき、率直かつ建設的な対話を展開し、相互理解を増進し、誤解・誤審を避けることを願っている」と述べたと報じられている。

同協議で興味深いことは、習主席が「あなたは米国の最大の特徴は可能性だと述べたことがある。現在、その可能性が両国関係の改善に有利な方向に発展することを期待したい」と語ったことだ。米 CNBC の報道によれば、バイデン大統領は 2021 年 1 月 20 日、1 つのエピソードを語ったとされる¹⁷。それは、バイデン氏が副大統領だった 2011 年に訪中した際、習近平氏（当時は国家副主席）から「私のために米国を定義できるか」と尋ねられた時に「一言でできる。可能性（possibilities）だ。世界の他の国とは異なり、我々は心を向ければ何でも可能になると信じる」と答え、相互尊重の重要性を強調したという。電話協議における習主席の発言は、バイデン大統領のコメントに対する回答だったといえよう。

米中電話協議で浮かび上がった課題は何であろうか。日本経済新聞が米ホワイトハウスと中国外交部の発表を基に整理したのが図表 5 である。トランプ前政権とは異なり、バイデン政権は新疆ウイグルや香港民主派等を巡る対応を前面に打ち出しているが、他方、気候変動問題等では協力の構えも示している。

なお、バイデン大統領は 2021 年 2 月 10 日、国防総省内に中国問題に対処する専門のタスクフォースを設立したことを発表した¹⁸。4 ヶ月以内に対中戦略に関する提案をまとめるとしており、今後の米中関係を占うものとして注目される。

（図表 5）米中電話協議で浮かび上がった課題

お互いに譲れない分野	新疆ウイグル、香港、台湾等を巡る対応
互恵協力が可能な分野	気候変動問題、新型コロナ対策
協議の余地がある分野	東・南シナ海を巡る対応、核不拡散、経済慣行

（出所）「日本経済新聞」（2021 年 2 月 12 日）を基に一部修正

むすびに代えて～今後の展望

多くの有識者から聞かれるのは、トランプ前政権との米中摩擦が激化する中で、習主席の求心力が高まったという指摘だ。基本的なセオリーでは、中国外交の基軸は対米政策であり、ここにうまく対処できない習主席に対して、当初は政権基盤が弱まるという見方がほとんどであった。しかし、現状では逆に習主席への求心力が高まっている状況にある。

¹⁷ 「CNBC」2021 年 1 月 21 日 (<https://www.cnbc.tv/18.com/politics/us-president-joe-biden-recalls-old-conversation-with-chinese-counterpart-xi-jinping-8067971.htm>)

¹⁸ 国防総省ウェブサイト (<https://www.defense.gov/Explore/News/Article/Article/2500271/biden-announces-dod-china-task-force/>)。

その理由としては、第 1 に、米国による度を越えた対中圧力を受けて、中国国民が団結したことも指摘されている。特に、2018 年 12 月に通信機器大手、華為技術（ファーウェイ）の孟晩舟・副会長を逮捕したことで、中国国民の反米感情が一気に高まったといわれている。

第 2 に、新型コロナの収束が早期に図られ、米国とは全く異なる状況にあることも大きいとされる。米ジョンズ・ホプキンス大学および国家衛生健康委員会によれば、新型コロナ感染者数は 2021 年 2 月 18 日現在、米国が 2,782 万 6,812 人と世界最多なのに対して、中国本土は 8 万 9,806 人にとどまっている。

中国にとって 2021 年は、「第 14 次 5 カ年計画」が始まるとともに、7 月に共産党結党 100 周年を迎える節目の年である。また、翌 2022 年には最高指導部の人事や重点政策が決定される 5 年に 1 度の共産党大会も控えている。習主席としては、求心力を維持するためにも、米国に対して決して弱腰は見せられない状況におかれている。

他方、バイデン大統領にとっては、2022 年の中間選挙対策が大きな課題となる。仮に民主党が敗北すれば、そもそも再選はないと見られるバイデン大統領のレームダック化が加速する恐れもあり、中国に対する強硬姿勢は選挙対策の観点からも弱めることはできないといえよう。

さまざまな要素を考慮すると、米国新政権の発足以降、米中関係は低位安定がしばらく継続することが見込まれるが、場合によっては、対立がさらに激化する事態も予想される。

（2021 年 2 月 18 日記）

一コラム 「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することにかかる弁法」（商務部令 2021 年第 1 号）の衝撃—米中貿易戦争の狭間で翻弄される日本企業 —

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

第一、はじめに

「輸出管制法」（全人代常務委員会が主席令第 58 号により 2020 年 10 月 17 日公布、同年 12 月 1 日施行）が施行された翌月 2021 年 1 月 9 日に「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することにかかる弁法」（商務部令 2021 年第 1 号。以下「弁法」という。）が公布、施行された。

弁法第 1 条は「外国の法律及び措置の不当な域外適用の中国に対する影響を阻止し、国の主権、安全及び発展の利益を維持保護し、かつ、中国の公民及び法人その他の組織の適法な権益を保護するため、「国家安全法」等の関係する法律に基づき、この弁法を制定する。」と規定し（下線部は筆者が付す。以下同様）、「輸出管制法」との関係は明示されていないが、「中華人民共和国の境外の組織及び個人がこの法律の輸出管制管理に関係する規定に違反し、中華人民共和国の国の安全及び利益に害を及ぼし、拡散防止等の国際義務の履行を妨害した場合には、法により処理し、かつ、その法律責任を追及する。」と規定する「輸出管制法」第 44 条と弁法は密接な関係にあり、いずれも中国法の域外適用を図る点で共通する。

弁法の公布、施行の翌日（2021 年 1 月 10 日）、マスコミにより、日本企業に対する警告が発せられたが【¹⁹】、弁法の具体的な意味内容及び対策を論じる日本語による有意義な情報は原稿を執筆する 2021 年 2 月 23 日現在ほとんどない。そこで、本稿はこの点を論じるものである。

第二、弁法の主要な 5 つの内容

弁法は全部で 16 条と短いものである。その内容は、商務部条約法律司責任者の弁法に関する記者との質疑応答二、【²⁰】に示されている【²¹】。これを参照して、関連条文と共に弁

¹⁹ 例えば日本経済新聞 2021 年 1 月 10 日朝刊「「米制裁迫随なら企業は賠償」、中国が対抗策、ハイテク念頭に、域外適用ルールけん制、日本勢は板挟み」参照。

²⁰ 商務部 HP：<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/sjjd/202101/20210103029779.shtml> 参照。

²¹ その他に、中国人民大学法学院の韓立余教授と記者との質疑応答が公開されている。

法の内容を以下紹介する。

1、適時報告及びその懈怠の罰則

第 5 条 中国の公民及び法人その他の組織は、外国の法律及び措置が自らと第三国（地域）並びにその公民及び法人その他の組織との通常の経済貿易及び関連活動を禁止し、又は制限する事由に遭遇した場合には、30 日以内に国务院の商務主管部門に対し関係状況をありのままに報告しなければならない。報告者が秘密保持を要求する場合には、国务院の商務主管部門及びその業務人員は、当該報告者のため秘密保持しなければならない。【22】

「外国の法律及び措置が自らと第三国（地域）並びにその公民及び法人その他の組織との通常の経済貿易及び関連活動を禁止し、又は制限する事由に遭遇した」「中国の公民及び法人その他の組織」に「30 日以内に国务院の商務主管部門に対し関係状況をありのままに報告」する義務を課すものであり、その違反に対して次のとおり行政処罰が科される。

第 13 条 中国の公民及び法人その他の組織が規定どおりに関係状況をありのままに報告せず、又は禁止令を遵守しない場合には、国务院の商務主管部門は、警告を与え、期間を限り是正するよう命ずることができ、かつ、情状の軽重に基づき罰金（反則金）を科することができる。

2、評価確認

第 6 条 関係する外国の法律及び措置に不当な域外適用の事由が存在するか否かについては、業務メカニズムが次に掲げる要素を総合的に考慮し評価・確認する。

- （一）国際法及び国際関係の基本原則に違反するか否か
- （二）中国の国の主権、安全及び発展の利益に対し生ずるおそれのある影響
- （三）中国の公民及び法人その他の組織の適法な権益に対し生ずるおそれのある影響
- （四）考慮すべきその他の要素

ここに「関係する外国の法律及び措置に不当な域外適用の事由が存在するか否か」の評

商務部 HP： <http://www.mofcom.gov.cn/article/news/202101/20210103029706.shtml> 参照。

²² 第 2 文の秘密保持義務違反には、「国务院の商務主管部門の業務人員が規定どおりに関係状況を報告する中国の公民及び法人その他の組織のため秘密保持しない場合には、法により処分をする。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。」と規定する弁法第 14 条が適用される。

価・確認の主体である「業務メカニズム」に関して、以下の条文がある。これによれば、商務部が主導し、国家発展改革委員会がこれを補佐し、他の国家機関がこれに協力することができる。

第 4 条 国は、中央国家機関の関係部門が参加する業務メカニズム（以下「業務メカニズム」という。）を確立し、外国の法律及び措置の不当な域外適用の対応業務に責任を負わせる。業務メカニズムは、国务院の商務主管部門が主導し、具体的な事項については、国务院の商務主管部門及び発展改革部門が他の関係部門と共同して責任を負う。

3、禁止令の発布及びその遵守義務違反の罰則

第 7 条 業務メカニズムは、評価を経て、関係する外国の法律及び措置に不当な域外適用の事由が存在することを確認した場合には、国务院の商務主管部門により、関係する外国の法律及び措置を承認してはならず、執行してはならず、かつ、遵守してはならない旨の禁止令（以下「禁止令」という。）を発布することを決定することができる。

業務メカニズムは、実際の状況に基づき、禁止令を中止し、又は取り消すことを決定することができる。

しかし、日系企業を含む中国企業は、禁止令が発布されても、その解除を申請することができる。

第 8 条 中国の公民及び法人その他の組織は、禁止令遵守の適用除外を国务院の商務主管部門に対し申請することができる。

禁止令遵守の適用除外を申請する場合には、申請人は、国务院の商務主管部門に対し書面による申請を提出しなければならない。書面による申請には、適用除外を申請する理由及び適用除外を申請する範囲等の内容を含まなければならない。国务院の商務主管部門は、申請を受理した日から 30 日以内に承認するか否かの決定を下さなければならない。状況が緊急である場合には、遅滞なく決定を下さなければならない。

禁止令の遵守義務違反には、行政罰が科される。

第 13 条 中国の公民及び法人その他の組織が規定どおりに関係状況をありのままに報告せず、又は禁止令を遵守しない場合には、国务院の商務主管部門は、警告を与え、期間を限り是正するよう命ずることができ、かつ、情状の軽重に基づき罰金（反則金）を科することができる。

4、司法救済

第 9 条 当事者が禁止令の範囲内の外国の法律及び措置を遵守し、中国の公民及び法人その他の組織の適法な権益を侵害した場合には、中国の公民及び法人その他の組織は、法により人民法院に対し訴えを提起し、当該当事者に損害の賠償を要求することができる。ただし、当事者が前条の規定により適用除外を取得している場合を除く。

禁止令の範囲内の外国の法律に基づき下された判決又は裁定が中国の公民及び法人その他の組織に損失をもたらした場合には、中国の公民及び法人その他の組織は、法により人民法院に対し訴えを提起し、当該判決又は裁定において利益を取得した当事者に損害の賠償を要求することができる。

前二項に定める当事者が人民法院の効力を生じた判決又は裁定の履行を拒絶する場合には、中国の公民及び法人その他の組織は、人民法院に強制執行を法により申し立てることができる。

弁法第 9 条第 1 項は、契約等の一方「当事者が禁止令の範囲内の外国の法律及び措置を遵守」することにより、他方当事者である「中国の公民及び法人その他の組織の適法な権益を侵害した場合」、当該「中国の公民及び法人その他の組織」は、「法により人民法院に対し訴えを提起」し、契約等の一方「当事者が前条の規定（注：弁法第 8 条第 1 項の適用除外申請）により適用除外を取得している場合」を除き、「当該当事者に損害の賠償を要求することができる」とするものであり、禁止令の遵守義務違反が単に弁法第 13 条の行政処罰（行政責任）のみならず、契約責任等の民事責任をももたらし得ることを明示したものである。

弁法第 9 条第 2 項は「禁止令の範囲内の外国の法律に基づき下された判決又は裁定が中国の公民及び法人その他の組織に損失をもたらした場合」に、「当該判決又は裁定において利益を取得した当事者」が存在する場合、前者は後者の当事者に対して、「法により人民法院に対し訴えを提起し」「損害の賠償を要求することができる」と規定するが、これは契約責任又は権利侵害責任（不法行為責任）に基づく損害賠償請求権というよりもむしろ不当利得返還請求権【23】を訴訟物とするものであるように思える。

5、被害企業に対する指導及びサービス等

第 10 条 業務メカニズムの成員単位は、各自の職責により、中国の公民及び法人その他の組織が外国の法律及び措置の不当な域外適用に対応するため指導及びサービスを提供しなければならない。

²³ 「民法典」「第一編 総則」第 122 条「他人が法的根拠なく、不当利益を取得したことにより、損害を受けた者は、不当利益を返還するよう当該他人に請求する権利を有する。」

第 11 条 中国の公民及び法人その他の組織が禁止令に基づき、関係する外国の法律及び措置を遵守せず、かつ、これにより重大な損失を被った場合には、政府の関係部門は、具体的な状況に基づき、必要な支援を与えることができる。

第 12 条 外国の法律及び措置の不当な域外適用に対し、中国政府は、実際の状況及び必要に基づき、必要な報復措置を講ずることができる。

弁法第 10 条は、外国の法律及び措置の不当な域外適用により被害を受けた中国企業等に対応策等の指導及びサービスを業務メカニズムが提供し、弁法第 11 条は補助金などの経済支援を含むであろう「必要な支援」を付与することを規定すると同時に、弁法第 12 条は、中国政府が外国の法律及び措置の不当な域外適用そのものに対して「必要な報復措置を講ずること」を規定するものである。

第三、弁法の適用範囲

以上の 5 つの主要な内容を持つ弁法の適用範囲をどう考えるべきであろうか。

一、弁法第 15 条－弁法の不適用範囲

第 15 条 中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約及び協定に定める外国の法律及び措置の域外適用の事由については、この弁法を適用しない。

これは弁法第 3 条が「中国政府は、独立自主の対外政策を堅持し、主権の相互尊重、内政の相互不干渉及び平等互恵等の国際関係の基本準則を堅持し、締結した国際条約及び協定を遵守し、約束した国際的義務を履行する。」と規定するところと表裏一体の規定である。

そこで、「中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約及び協定」とは何かが問題となる。

1、「中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約」

国際輸出管理レジームで、かつ、「中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約」として、日本もまた加盟国である核不拡散条約（Nuclear Non-Proliferation Treaty：NPT。1972 年発効）、生物兵器禁止条約（Biological Weapons Convention：BWC。1975 年発効）及び化学兵器禁止条約（Chemical Weapons Convention：CWC。1997 年発効）があり、そこに「外国の法律及び措置の域外適用の事由」があるとすれば、これについて評価確認（弁法第 6 条）の対象とすることなく、弁法の適用対象外となる。

2、「中華人民共和国が締結し、又は参加する…協定」

国際輸出管理レジームで、かつ、「中華人民共和国が締結し、又は参加する…協定」として、原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group：NSG。1975 年発足）及びザンガー委員会（Zangger Committee：ZC。1974 年発足）があるが、一方、中国はオーストラリア・グループ（Australian Group：AG。1985 年発足）、ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime：MTCR。1987 年発足）及び対共産圏封じ込め体制を経済・技術的に支えた「技術のカーテン」であった旧ココムが 1994 年 3 月末に解散決定が下された後に成立したワッセナー・アレンジメント（The Wassenaar Arrangement：WA。1996 年発足）の締結国ではない【24】。ゆえに、中国が加盟国である原子力供給国グループ及びザンガー委員会という「中華人民共和国が締結し、又は参加する…協定」に「外国の法律及び措置の域外適用の事由」があるとすれば、これについて評価確認（弁法第 6 条）の対象とすることなく、弁法の適用対象外となる。

なお、これらの不拡散型の国際輸出管理レジームは加盟国間の紳士協定であり、参加国から非参加国に大量破壊兵器等の開発や製造に転用可能な貨物や技術が流出するのを管理することを目的とする加盟国の国内法整備を促す契機となるにすぎない。大量破壊兵器等そのものについては、その製造や移転を制限し拡散防止の観点で締結された上記 1、に掲げる 3 つの条約があるところ、これらを補完する機能を持つものである【25】【26】。

二、弁法第 2 条—弁法の適用範囲

第 2 条 この弁法は、外国の法律及び措置の域外適用が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国の公民及び法人その他の組織が第三国（地域）並びにその公民及び法人その他の組織と通常の経済貿易及び関連活動をすることを不当に禁止し、又は制限する事由に適用する。

弁法第 15 条が「中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約及び協定に定める外国の法律及び措置の域外適用の事由については、この弁法を適用しない」と規定する一方で、弁法第 2 条は、①「外国の法律及び措置の域外適用が国際法及び国際関係の基本準則に違反…する事由」と②「中国の公民及び法人その他の組織が第三国（地域）並びにその公民及び法人その他の組織と通常の経済貿易及び関連活動をする

24 日本外務省 HP：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/regime.html> 参照。

25 浅田正彦（2012）「輸出管理—制度と実践」（有信堂高文社出版）181～182 頁参照。

26 経済産業省資料：
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf 参照。

する事由」に適用すると規定する。

そこで、①②の事由を帰結し得る「外国の法律及び措置の域外適用」が何かが問題となる。

1、この点、誰しもが米中貿易摩擦を前提とするアメリカ法を念頭に置くであろう。確かに、それは本音としては正しいとしても、建前として、前述の商務部条約法律司責任者の弁法に関する記者との質疑応答五、で、当該責任者は「「弁法」そのものは、特定の国に狙いを定めておらず、特定の分野の特定の取引に狙いを定めていない」と回答している。

2、もっとも、同時に当該質疑応答一、で商務部条約法律司責任者は次のように述べる。

「「弁法」の公布は、自身の正当な権益を維持保護するためである。長期にわたり、一部の国が一国主義を推進しており、自国民と関係国との間の経済往來を禁止するほか、更に他国の企業及び個人に関係国との経済貿易活動を停止するよう強迫している。これらの行為は主権の平等等の国際法の原則に違反し、国際貿易及び国を跨ぐ資本の流動を阻害し、正常な国際経済の秩序を破壊しており、国際社会から広く反対されている。中国政府は一国主義に一貫して反対する。不当に域外適用される関係する外国の法律及び措置は、中国企業の正常な経済貿易取引・往來に不利な影響を及ぼしている。中国の公民及び法人その他の組織の適法な権益を保護するため、我々は、本「弁法」を制定公布した。」

「一国主義」を推進し、「自国民と関係国との間の経済往來を禁止するほか、更に他国の企業及び個人に関係国との経済貿易活動を停止するよう強迫している」「一部の国」とは、アメリカにほかならないことは、固有名詞を出さずとも、明らかである。ゆえに、弁法が対象とするのは一国主義を展開する手段としてのアメリカ法に相違ない。

第四、弁法が敵視するアメリカ法と実際の事例

1、弁法が敵視するのが一国主義を展開する手段としてのアメリカ法であるとしても、その具体的な法律法規は何であるだろうか。

筆者はアメリカ法の専門家ではないため、この点について、ジェトロの 2019 年 9 月における調査レポート「厳格化する米国の輸出管理法令」（以下「ジェトロレポート」という。）【27】がその時点のアメリカ法に関してコンパクトにわかりやすくまとめており、秀逸であるから、これに依拠することとする。著名事務所のメイヤー・ブラウン（Mayer Brown）法律事務所の成果物であり、参照価値は高い（その後のアメリカ法の法令変更があるとして

27 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/b83139a6b2a40b02.html>

も、筆者はフォローできるだけの知見を持たないことをご容赦いただきたい）。

2、ジェトロレポート p.31 乃至 p.34 は世間の耳目を集めた華為（Huawei。以下「華為」という。）及び中興通訊（以下「ZTE」という。）の事件のアメリカ側から見た景色について解説している。両案件は、トランプ政権がとりわけ強い敵意を見せたイランに対するアメリカの輸出管理法違反を端緒とする点で共通しており（ZTE はこれに加えて北朝鮮も）、その限度であれば、前述した国際輸出管理レジームを構成する条約及び協定に依拠するアメリカの国内法である輸出管理法に基づく訴追場面にすぎないから、弁法の適用対象である「外国の法律及び措置の域外適用が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国の公民及び法人その他の組織が第三国（地域）並びにその公民及び法人その他の組織と通常の経済貿易及び関連活動をするを不当に禁止し、又は制限する事由」に該当する可能性はなかったはずである。

3、しかし、ジェトロレポートp.3乃至p.6を見ると、トランプ政権下のアメリカは、2019 年度国防授權法（John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019）の一部として、2018年8月13日に制定された、米国からの（軍民両用の品目を含む）民生品の輸出管理に関する実質的な基本法となっている輸出管理改革法（ECRA）の内実である2018 年輸出管理法（Export Control Act of 2018。以下「ECA」）が輸出管理に関する基本政策（全部で10項目）に、それまでに存在しなかった次の2つの項目を盛り込んだことがわかる。

（3）「米国の安全保障は、米国が科学（science）、技術（technology）、工学（engineering）および製造セクター（イノベーションに必要不可欠な基盤的技術を含む）の分野において、米国が主導的な立場にあることを必要とする【28】」

（10）「輸出管理は、特定の国に対する重要技術の移転を含む米国への直接投資を規制する法令に基づく国家安全保障政策を補完し、国家安全保障政策の重要な要素となる。そのため、米大統領は、国防総省、国務省、エネルギー省等の長官と協力し、必要に応じて、懸念される新興技術および他の種類の重要技術を特定し、その結果として、米国人以外の

28 ジェトロレポートでは、いかなる産業分野でこの新たな基本政策を実施するかについて、「ECA では、今後米国が新たに輸出規制の対象とする分野として、米国の国家安全保障にとり「不可欠（essential）」な「新興技術（emerging technologies）」および「基盤的技術（foundational technologies）」という概念が新たに導入され」（同p.7）、「商務省が米国の国家安全保障にとり不可欠な特定の新興技術が存在するか否かを現時点で決定しようとしている一般的な技術の種類（general categories of technologies）の代表例」として商務省の産業安全保障局（Bureau of Industry and Security、以下「BIS」という。）が公表したリストの内実が紹介されている（同レポートp.9乃至p.11）。

者に対してこれらの技術が公表されることを防ぐための恒常的かつ強力な仕組みを構築する必要がある。このような作業のため、米国政府、産業界および学界におけるあらゆる資源および人員が活用されるべきである。これらの対応は、多国間の輸出管理体制の下で規制品目のリストを最新の状態に更新する伝統的な対応措置（traditional efforts）と併せて講じられるべきである。」

これについて、ジェトロレポートp.6は「このようにECAのこれらの政策規定の中で、国家安全保障の概念の一部として米国の技術の指導的立場の維持という要素が法令上明文化されたことは、今後輸出管理の対象とすべき安全保障の分野を、これまでの伝統的な軍事関連や対外政策上の必要性に基づく分野にとどまらず、技術的優位性維持の観点から必要な分野まで拡大していくとの国家の意志表明として位置づけることができます。」と分析する。

4、この文脈で、まず、次の ECA の伝統的政策を確認する（ジェトロレポート p.4 乃至 p.5）。

（4）米国の国家安全保障および対外政策は、米国が、米国の政策に合致する品目の輸出管理に係る多国間の組織および協定に参加し、他の協定国にも、米国の政策に一致する輸出管理に係る政策を採用させ、一貫性のある法執行を実行できるよう適切な措置を講じることが必要である。

（5）輸出管理は、多国間の輸出管理制度と整合性を有するべきであり、コア技術や米国および他の協定国に安全保障上の深刻な影響を与える可能性のある他の品目に国家安全保障統制が重点的に及ぶような調整を行うこと。

（8）輸出管理制度は、透明性および予測可能性が必要であることに加え、適時に更新される必要があり、また、将来の脅威に対応するための柔軟性を有している必要がある。また、輸出管理制度は、シームレスなアクセスおよび関連する国家機関および外交政策機関との間での情報共有が必要となる。

これを受けてトランプ政権は、形式的にはECAの伝統的基本政策を活用しつつも、実質的には新たな基本政策である「米国の安全保障は、... 米国が科学（science）、技術（technology）、工学（engineering）および製造セクター（イノベーションに必要不可欠な基盤的技術を含む）の分野において、米国が主導的な立場にあることを必要とする」という目標実現のために、イラン（及びZTEについては北朝鮮も対象）向けの輸出というアメリカ法上の違法行為とは全く別の観点に立脚して、同盟諸国に対して、華為の5G技術の導入及びZTEの通信機器等の購入を継続することが上記意義におけるアメリカの安全保障に反する懸念があるとして禁止に協力することを迫った結果、主要先進国がアメリカに追従した。

中国の観点からすれば、公平な競争を避け、「米国が科学 (science)、技術 (technology)、工学 (engineering) および製造セクター (イノベーションに必要不可欠な基盤的技術を含む) の分野において、米国が主導的な立場にあること」が「米国の安全保障」であるとして、伝統的な国際輸出管理レジームから全く乖離する当該基本政策と、これに基づくアメリカの同盟国での中国製品等不買運動 (政府調達禁止と一部民間企業による追従) は弁法第2条が禁止すべき対象の典型に映るかもしれない。

5、もっとも、弁法第12条の報復措置 (「外国の法律及び措置の不当な域外適用に対し、中国政府は、実際の状況及び必要に基づき、必要な報復措置を講ずることができる。」) は、中国政府が日本を含むアメリカに追従した他の国家を対象とすることはできるだろうけれども、民間企業を対象とする弁法第9条の司法救済はいかなる場面で利用されるのであろうか。

再びジェットロレポートを見ると、「連邦議会が制定した連邦法レベルではなく、連邦の行政機関である商務省が、連邦法から権限を受けて行政規則レベルで定められている (軍民両用品を含む民生品の) 輸出管理全般に関する一般規則」であるBISの管轄する輸出管理規則 (Export Administration Regulations、以下「EAR」という。)」 (同p.15) は、「一般に、同規則の「対象となる品目」の米国からの「輸出」、「 (第三国を経由しての) 再輸出」、又は「 (国内) 移転」等に対して適用される行政規則」であるとされる (同p.16) 【29】。

これについて、同p.17は次のとおり説明する。

C. EAR により規制の対象となる者や取引の範囲

EAR は、上述のとおり、主として米国に何らかの接点を有する品目の動きを基軸として様々な規制を課している行政規則です。このため、輸出、再輸出、国内移転等を行う (会社や個人等の) 取引の当事者となる主体が、米国内の者 (個人・会社等の団体等を含む) であろうと、米国外の者であろうとを問わず、輸出、再輸出、移転等される品目が、「EAR の対象 (subject to EAR)」となるか否かにより、その適用の可否が判断されることになります。このため、特定の品目がEAR の対象となるものであれば、 (米国外の) 一般に米国の管轄権に服さない者による当該品目の輸出、再輸出、移転行為に対しても、EAR が適用されることになります。この結果、米国の管轄権に服さない者が、EAR の規定に違反するようなことがあれば、米当局は、EAR に基づき、そのような米国外の米国の管轄権に服さない者

29 「したがって、米国外の外国の者 (例えば、日本国内の日本企業) が、米国から輸出されたEAR の対象となる品目を、米国外の第三国 (例えばイラン等) に再輸出する場合には、EAR の規定が適用されることになり、EAR の規定に違反する取引があれば、EAR に基づく罰則が適用され得ることになります。」 (ジェットロレポートp.16脚注19) とされる。

に対しても罰則を適用することができる権限を有しています。

下線部に関して、同p.17乃至p.18の脚注25は「このような行政罰の一環として、違反者に対する米国製の品目等の輸出が禁止されたり、違反者の製品の米国への輸入が禁止されることがあります。また、外国の者が違反者と断定されない場合であっても、米当局により違反行為に関与していた疑いがあると認定された者については、Entity List 等に掲載され、EAR の対象品目の輸出が制限されることもあります。」と説明する。

そうすると、アメリカビジネスに関連して、EARによる行政罰の制裁の回避を望む部品等メーカーである日本企業が当該制裁の懸念を理由として、基本契約に明文条項【30】がないにもかかわらず、華為やZTEに対して基本契約を履行せず、 (中国から見て) 不合理に部品等の供給を断れば、それが典型的に弁法第9条の司法救済が発動する場面であると思われる。こうして日本企業はECA、EAR等のアメリカ輸出管理法と中国の弁法との狭間でジレンマ (中国語にいうまさに「進退両難」) 状態に直面し得るのである。

第五、 弁法に基づく禁止令の発布可能性

以上、弁法の具体的な意味内容を俯瞰してきたが、問題は弁法第 7 条第 1 項の禁止令がいつ発動されるかである。

もちろん、弁法第 7 条第 1 項が存在する以上、禁止令の発動可能性は理論的に常時存在するが、弁法と同趣旨【31】に立脚する「信頼できないエンティティリスト規定」 (以下、「中国版エンティティリスト」という。商務部が商務部令 2020 年第 4 号により 2020 年 9 月 19 日公布、施行) が施行されて原稿執筆時点である 2021 年 2 月 23 日現在で 5 か月が経過した。今なお公表されていないところ、初回の禁止令が発動されるまで時間を要する可能性がある。

30 これがあれば、禁止令 (弁法第 7 条第 1 項) が発動された場合にも、適用除外申請 (弁法第 8 条第 1 項) が認められる可能性がある。

31 「信頼できないエンティティリスト規定」

第 2 条 国は、信頼できないエンティティリスト制度を確立し、国際経済貿易及び関連活動における外国のエンティティの次に掲げる行為に対し相応する措置を講じる。
 (一) 中国の国の主権、安全及び発展の利益を害する行為
 (二) 正常な市場取引原則に違反し、中国の企業その他組織若しくは個人との正常な取引を中断させ、又は中国の企業その他組織若しくは個人に対し差別的な措置を取り、中国の企業その他組織又は個人の適法な權益を重大に損なう行為
 この規定において「外国のエンティティ」には、外国の企業その他組織又は個人を含む。

その理由は、2021 年 1 月 20 日にトランプ政権がバイデン政権に移行し、新たな政権の対中政策を見極めたうえで、必要に応じて対応するという慎重な姿勢が正しい選択であると思われることにある。

第六、 弁法は中国特有の法令か？

弁法は中国特有の法令ではない。弁法の中国人民大学法学院の韓立余教授と記者との質疑応答に同教授は次のとおり説明する。

記者「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することにかかる規定の発布は中国特有のものか。国際社会で広く取られる方法か否か。」

韓立余教授「20 世紀 90 年代以来、国連は一連の決議を通じて、他国の企業及び個人に対する、域外効力を有する各種の一方的な法律及び措置を排除するよう要求し、各国にこの種の法律及び措置を承認せず、執行しないように呼び掛けているところ、関係する外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することは中国独自のものではない。EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン等の国及び地域が前後して阻止立法を制定しており、例えば、EU (EC) は、1996 年に「(EC) 2271/96 (ブロッキング規則)」を制定し、かつ、2018 年に更新し改正した。中国政府は国と国との往来においては国際法及び国際関係の基本準則を遵守する必要があると一貫して主張している。中国は、世界のその他の非常に多くの国又は地域と同様に、関係する法律及び措置の不当な域外適用により他国の正当で適法な権益を損なうことに反対する。「弁法」の関連する制度設計は他の国又は地域のやり方と一致している。」

同様に、前述の商務部条約法律司責任者の弁法に関する記者との質疑応答一、に次の説明がある。

「「弁法」の公布は国外の立法経験を手本にしている。前世紀 90 年代以来、国連は一連の決議を通じて、他国企業及び個人に対し押し付ける、域外での効力を有する一方的な法律及び措置を排除するよう要求している。関係する国（地域）は、前後して関連立法を出し、これらの外国の法律及び措置の域外での効力を認めることを拒絶し、自国（地域）の正常な国際経済貿易活動を保護している。我々は、「弁法」の制定公布の過程において、関係する国（地域）のやり方を十分に参考して手本とした。」

第六、日本企業に対するアドバイス

2020 年 9 月 19 日に「信頼できないエンティティリスト規定」が施行、同年 12 月 1 日に「輸出管制法」が施行され、2021 年 1 月 9 日に弁法が矢継ぎ早に施行されたが、当面は既

に動き出しているアメリカ輸出管理法に対し対策を講じることを優先し、相応の時間を置いて公表されるだろう中国版エンティティリスト及び弁法第 7 条第 1 項に基づく禁止令をアメリカの輸出管理法との綱引きの力学を前提として理解できるよう準備を進めるのが最善である。

そして、この問題が、トランプ政権下で激化した米中貿易摩擦を背景とする「アメリカ vs. 中国」の覇権争いが第三国である日本にも波及してくる一局面であると看破し、常にマクロ的視座を見失わないように留意することが重要である。

個々の法令に翻弄されるのではなく、そうすることで大局観を持ち、今後も発布されるであろう個々の法令を大きな流れの中で位置付け、鳥観図的に理解する視点が得られるからである。

以上

筆者紹介：1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年 キャストコンサルティング（上海）、02 年 弁護士法人キャストを設立。中国事業のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、2007 年香港、2012 年ミャンマー、2013 年ベトナムに拠点を設立。2020 年合併に伴い、弁護士法人キャストグローバルに社名変更、キャストグローバルグループ創業パートナーCEO に就任。異なる 11 におよぶ専門家集団でワンストップサービスの提供を実現する。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。

